

# 西東京市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

令和〇年〇月

西 東 京 市



# 目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲	4
4 計画の目標年次	4
5 計画の進行管理	5
第2節 市の概要	6
1 位置・地形	6
2 人口	7
3 産業別人口	9
4 土地利用	11
第3節 ごみ・資源の処理状況	12
1 社会的情勢	12
2 ごみ処理体制	22
3 ごみ排出量の実績	28
4 資源化・減量化の実績	32
5 中間処理の実績	35
6 最終処分の実績	38
7 ごみ質の分析	39
8 ごみ処理経費	45
9 ごみ処理状況の評価	47
第4節 ごみ処理に関する課題	54
1 排出抑制・減量化に関する課題	54
2 資源化に関する課題	54
3 収集運搬に関する課題	55
4 処理・処分に関する課題	55
第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定	57
1 現状施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）	57
2 目標の設定	66
3 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）	72

第6節	ごみ処理基本計画	82
1	ごみ処理の基本方針	82
2	基本目標達成のための各主体の役割	83
3	発生抑制・資源化計画	86
4	収集・運搬計画	97
5	中間処理計画	98
6	最終処分計画	100
7	その他の計画	101
第2章	生活排水処理基本計画	103
第1節	生活排水処理の体系	103
1	生活排水処理フロー	103
2	生活排水の現状	104
3	生活排水処理に関する課題	106
第2節	生活排水処理量の推計	107
第3節	生活排水の適正処理計画	108
1	基本方針	108
2	目標年次	108
3	計画目標	108
4	収集・運搬計画	108
5	中間処理計画	108

---

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画

---

### 第1節 基本的事項

#### 1 計画策定の趣旨

西東京市（以下、「本市」という。）では平成25年度に、令和5年度を計画目標年次とした「第2次基本構想・基本計画」（以下、「基本構想」という。）を策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念に掲げています。令和元年度には「西東京市第2次総合計画・後期基本計画（西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定し、基本構想で掲げた基本理念の達成に向け、「循環型社会の構築」等に関する施策の実施により、「環境にやさしいまちづくり」を目指すこととしています。また同年度には「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」を策定し、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。（→p.20（4）市の廃棄物処理の動向 参照）

廃棄物の処理に関しては、本市は平成19年3月に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を策定、平成24年3月に第2期、平成29年3月に第3期として改定（以下、「前回計画」という。）し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

平成29年3月の改定から5年が経過し、この間に国では、平成30年度に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核としています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）（→p.2【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】参照）に係る取り組みや、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取り組み、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取り組みの推進を掲げています。

また、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。さらに、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。（→p.13（2）国の動向 参照）

これらを受けて東京都では、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」、及び令和3年3月に改定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、重点対策が必要な分野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しました。（→p.17（3）東京都の動向 参照）

このように、廃棄物及び資源物を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、

柔軟な対応が求められています。

今回策定する「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、令和4年度～令和18年度の計画であり、「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」や「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」に掲げる基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

【コラム：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】

○持続可能な開発目標（SDGs）とは…

**2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための、国際社会共通の目標**

です。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されています。



○本計画やごみに関係するゴールは…

**ゴール12「つくる責任 つかう責任」**において、食品ロスの削減や、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

そのほかにも、**ゴール3「すべての人に健康と福祉を」**、**ゴール6「安全な水とトイレを世界中に」**、**ゴール11「住み続けられるまちづくりを」**、**ゴール13「気候変動に具体的な対策を」**（災害対策）、**ゴール14「海の豊かさを守ろう」**等とも密接な関係があります。

「ごみを減らす」という皆さんの取り組みが、持続可能でよりよい世界を目指すための、大きな一歩となります。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

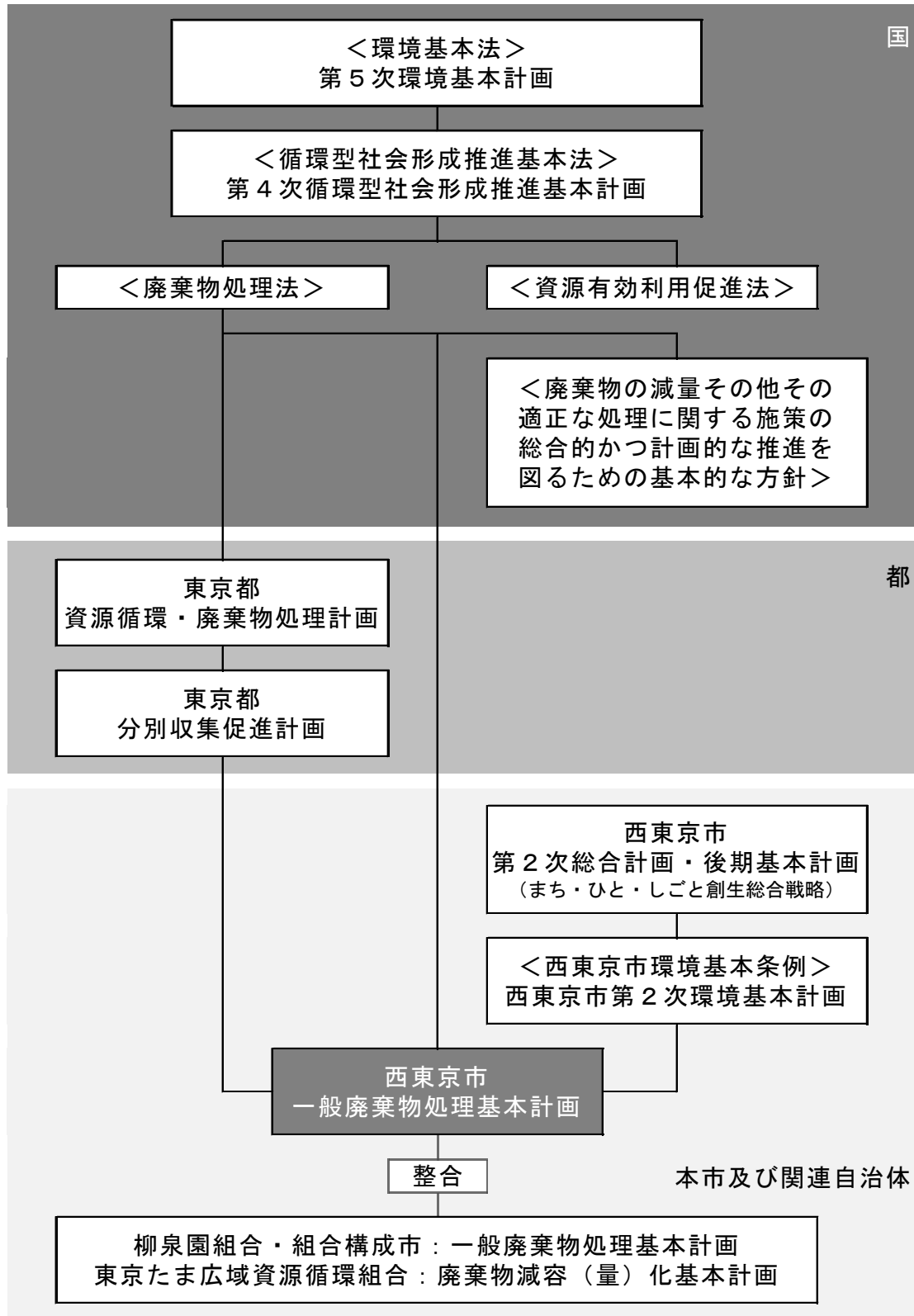


図 1-1 計画の位置付け

### 3 計画の対象範囲

本計画は、本市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

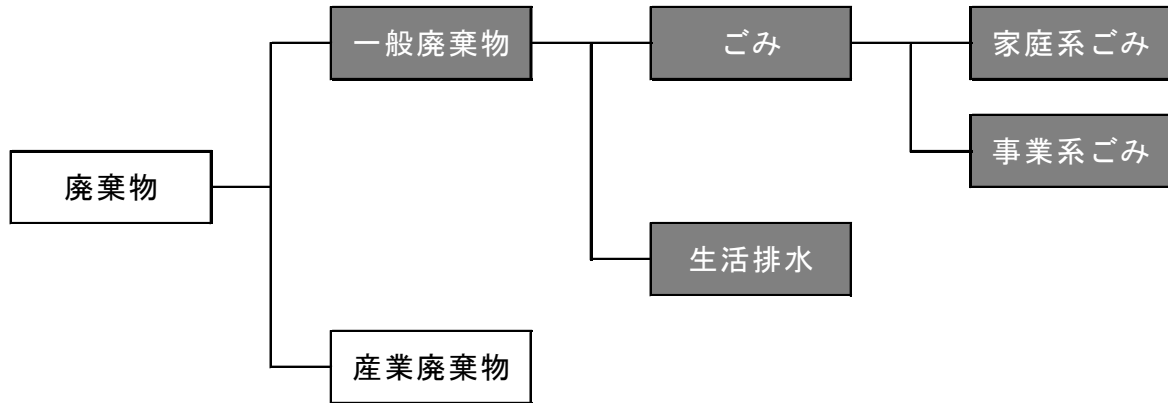


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の対象範囲

### 4 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

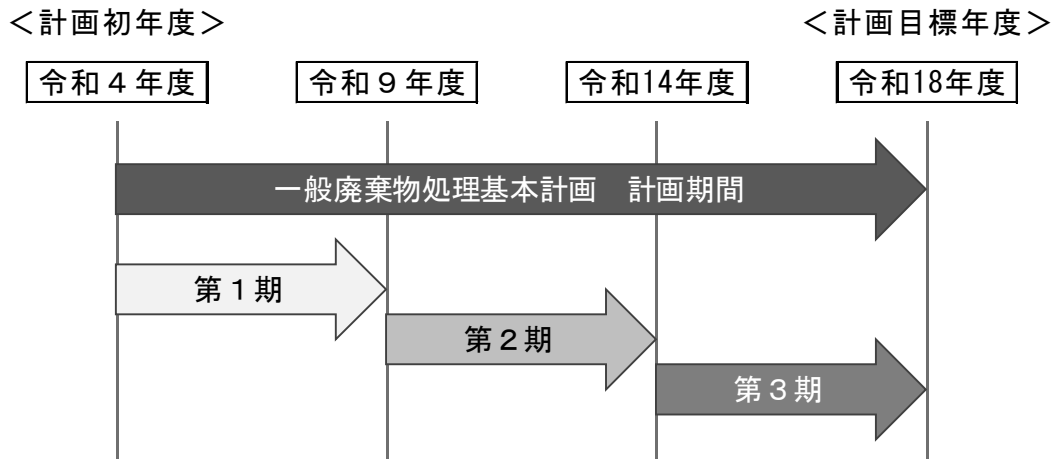


図 1-3 計画の目標年度



## 5 計画の進行管理

計画は概ね5年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

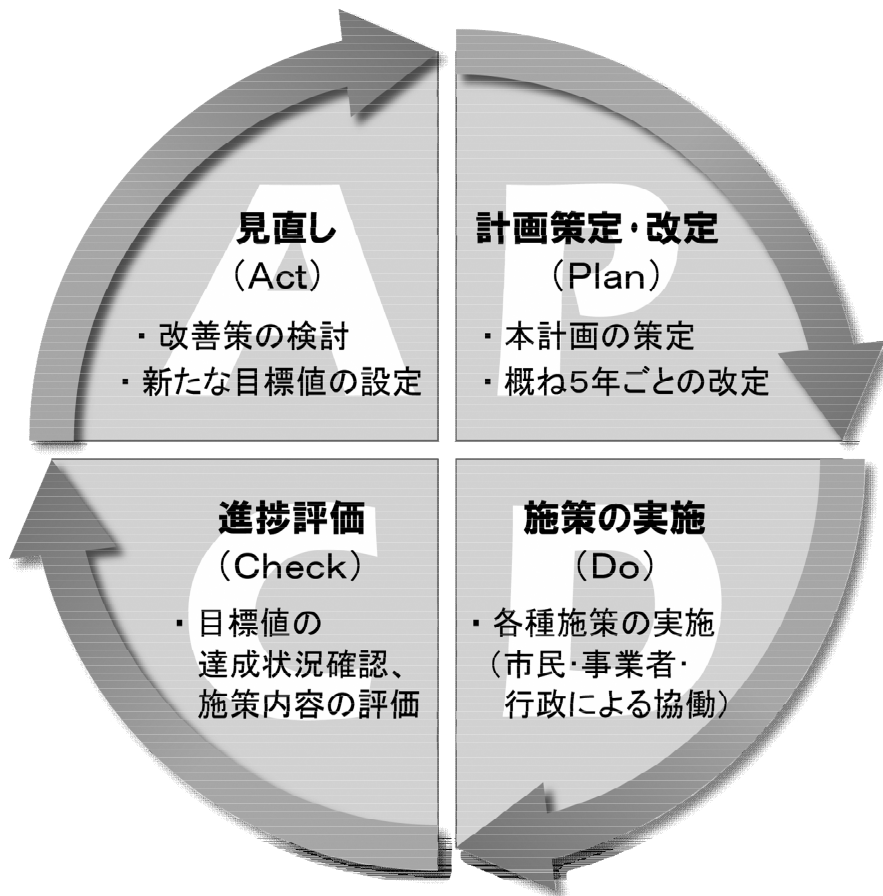


図 1-4 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

## 第2節 市の概要

### 1 位置・地形

本市は、東京都心の北西部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

標高は47～67mで、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、その沿岸が2～3mの低地となっているほか、一般に西から東になだらかに傾斜した、ほぼ平坦な地域です。

市域は、東西4.8km、南北5.6kmにわたり、面積は15.75km<sup>2</sup>となっています。

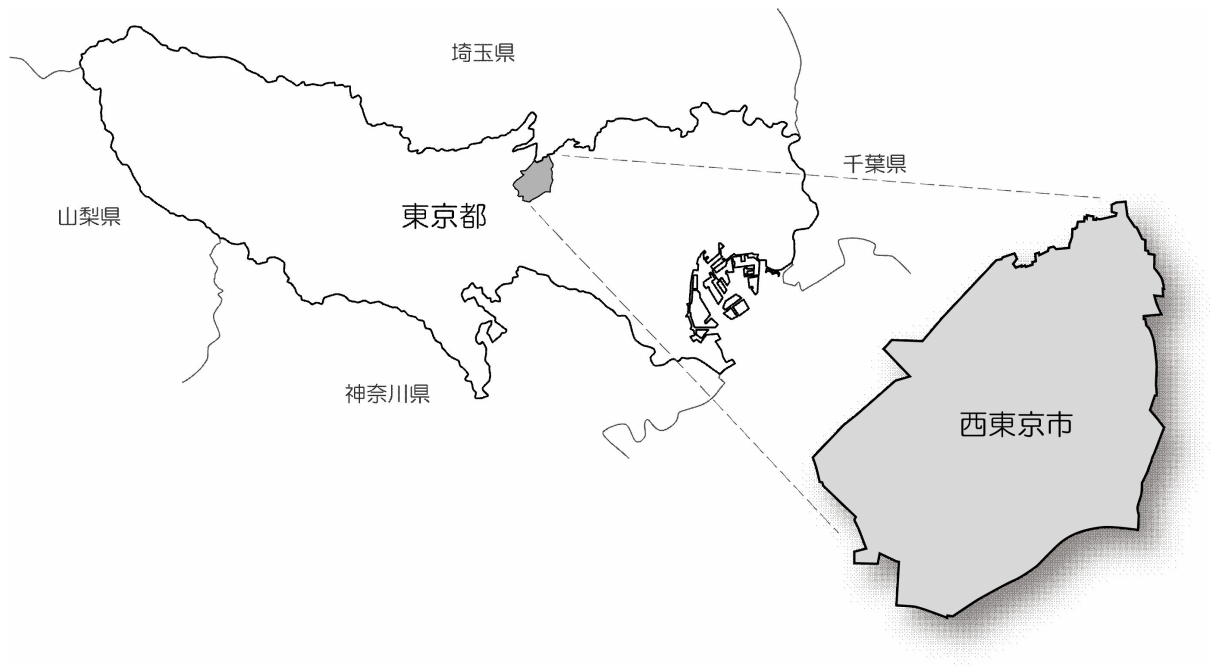


図 1-5 西東京市の位置

2 人口

平成23年度から令和2年度の人口の推移を表1-1及び図1-6に、平成28年度から令和2年度の年齢別人口の推移を表1-2に、また令和2年度の人口ピラミッドを図1-7に示します。

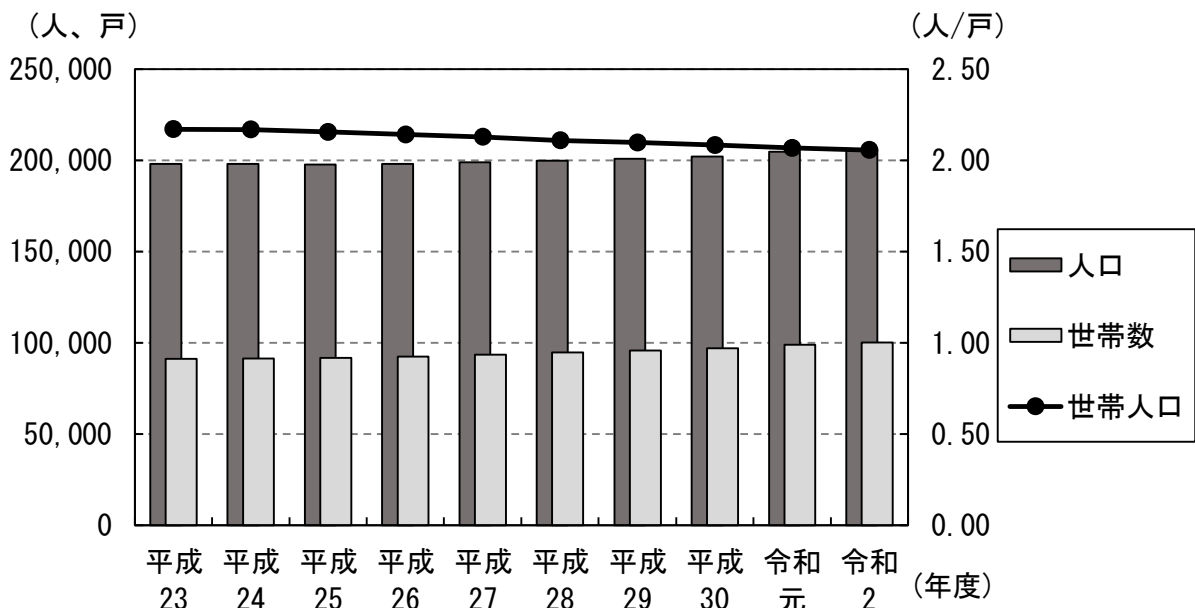
本市は平成29年度に人口が20万人を超過し、人口及び世帯数は増加傾向にあります。一方で、世帯人口は減少傾向にあります。

年齢別人口は、男女とも45～49歳が最も多く、次いで50～54歳が多くなっています。また、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳以上、64歳以下）の構成比が減少しているのに対し、高齢人口（65歳以上）の構成比が増加しています。

表 1-1 人口・世帯数・世帯人口の推移

区 分	人口(人)	世帯数(戸)	世帯人口(人/戸)
平成23年度	197,973	91,198	2.17
平成24年度	198,081	91,326	2.17
平成25年度	197,607	91,672	2.16
平成26年度	198,026	92,464	2.14
平成27年度	198,869	93,414	2.13
平成28年度	199,698	94,662	2.11
平成29年度	200,817	95,722	2.10
平成30年度	202,115	96,975	2.08
令和元年度	204,658	98,939	2.07
令和2年度	205,907	100,085	2.06

※資料：住民基本台帳（10月1日現在、外国人人口含む）



※資料：住民基本台帳（10月1日現在、外国人人口含む）

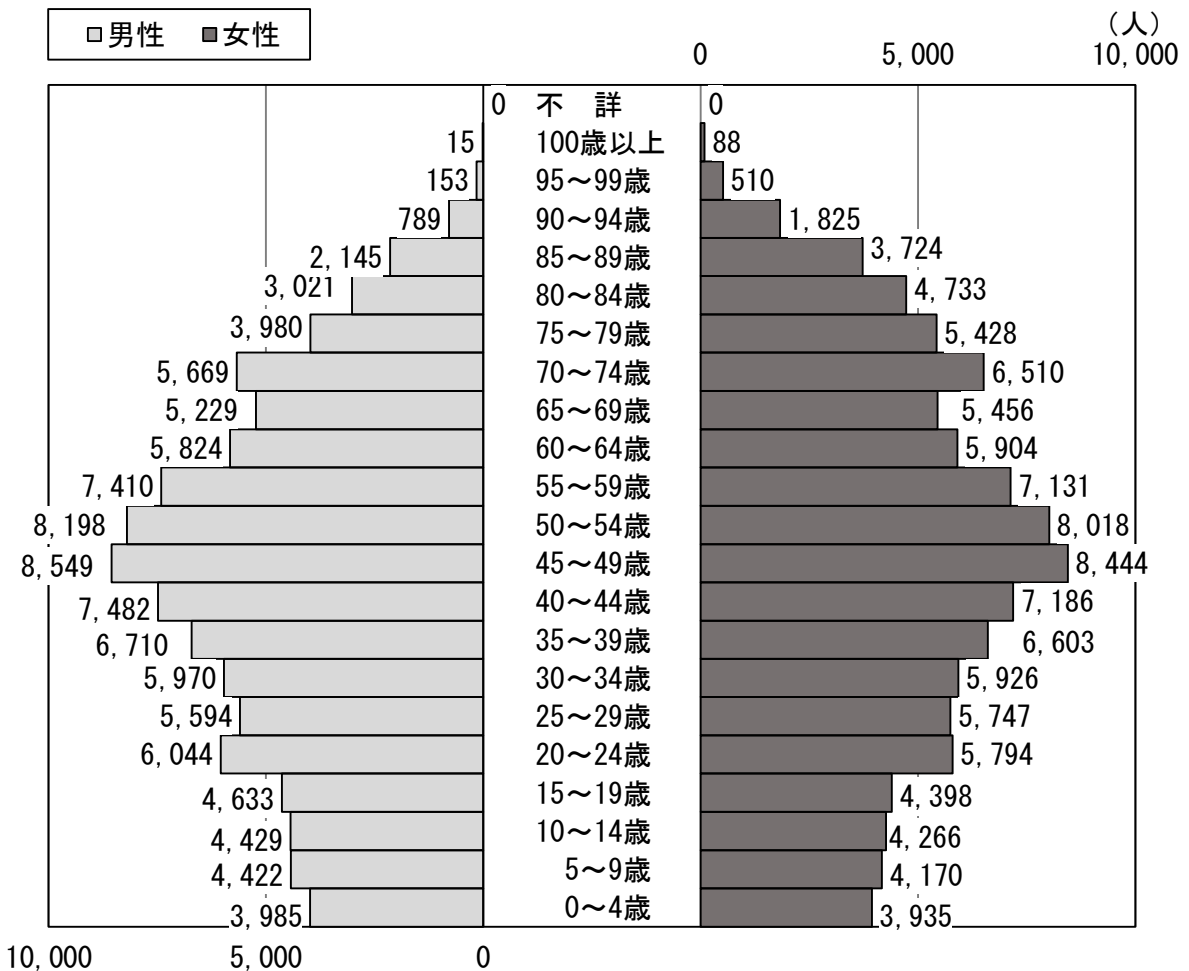
図 1-6 人口・世帯数・世帯人口の推移

表 1-2 年齢別人口の推移

区分	総数	年少人口 ～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老齢人口 65歳～	
	人口 (人)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成28年度	199,790	24,677	12.35	127,928	64.03	47,185	23.62
平成29年度	201,058	24,772	12.32	128,501	63.91	47,785	23.77
平成30年度	202,817	24,954	12.30	129,569	63.88	48,294	23.81
令和元年度	205,125	25,118	12.25	131,273	64.00	48,734	23.76
令和2年度	206,047	25,207	12.23	131,565	63.85	49,275	23.91

※ 構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

※資料：統計にしとうきょう（1月1日現在、外国人人口含む）



※資料：令和2年統計にしとうきょう（1月1日現在、外国人人口含む）

図 1-7 人口ピラミッド（令和2年度）

3 産業別人口

平成21年及び平成26年の産業別の事業所数・従業者数をそれぞれ表1-3、表1-4に示します。

本市の事業所数の構成は第3次産業が9割近くを占め、次いで第2次産業が約1割、第1次産業が約0.1%となっています。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が全体の2割以上を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」が多くなっています。また、従業者数の構成は事業所数と概ね比例していますが、平成26年の「医療、福祉」の従業者数は「卸売業、小売業」よりも多く、最大となっています。

表 1-3 産業別事業所数・従業者数（平成21年）

産業（大分類）	平成21年			
	事業所数	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）
総数	5,697	100.00%	53,097	100.00%
第1次産業	5	0.09%	25	0.05%
農業、林業	5	0.09%	25	0.05%
漁業	-	-	-	-
第2次産業	832	14.60%	7,631	14.37%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	596	10.46%	4,553	8.57%
製造業	236	4.14%	3,078	5.80%
第3次産業	4,860	85.31%	45,441	85.58%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.05%	59	0.11%
情報通信業	99	1.74%	1,042	1.96%
運輸業、郵便業	53	0.93%	1,692	3.19%
卸売業、小売業	1,373	24.10%	10,862	20.46%
金融業、保険業	84	1.47%	1,227	2.31%
不動産業、物品賃貸業	495	8.69%	2,093	3.94%
学術研究、専門・技術サービス業	248	4.35%	918	1.73%
宿泊業、飲食サービス業	798	14.01%	6,127	11.54%
生活関連サービス業、娯楽業	619	10.87%	3,454	6.51%
教育、学習支援業	294	5.16%	4,313	8.12%
医療、福祉	558	9.79%	8,115	15.28%
複合サービス業	25	0.44%	287	0.54%
サービス業（他に分類されないもの）	194	3.41%	3,666	6.90%
公務（他に分類されないもの）	17	0.30%	1,586	2.99%

※ 構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

※資料：平成21年経済センサス基礎調査

表 1-4 産業別事業所数・従業者数（平成26年）

産業（大分類）	平成26年			
	事業所数	構成比 （%）	従業者数 （人）	構成比 （%）
総数	5,435	100.00%	52,016	100.00%
第1次産業	5	0.09%	25	0.05%
農業、林業	5	0.09%	25	0.05%
漁業	-	-	-	-
第2次産業	668	12.29%	5,742	11.04%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	492	9.05%	3,866	7.43%
製造業	176	3.24%	1,876	3.61%
第3次産業	4,762	87.62%	46,249	88.91%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.04%	31	0.06%
情報通信業	84	1.55%	1,343	2.58%
運輸業、郵便業	51	0.94%	2,029	3.90%
卸売業、小売業	1,257	23.13%	10,291	19.78%
金融業、保険業	69	1.27%	962	1.85%
不動産業、物品賃貸業	493	9.07%	1,907	3.67%
学術研究、専門・技術サービス業	223	4.10%	863	1.66%
宿泊業、飲食サービス業	735	13.52%	5,454	10.49%
生活関連サービス業、娯楽業	597	10.98%	3,082	5.93%
教育、学習支援業	309	5.69%	4,093	7.87%
医療、福祉	699	12.86%	10,773	20.71%
複合サービス業	22	0.40%	153	0.29%
サービス業（他に分類されないもの）	205	3.77%	3,868	7.44%
公務（他に分類されないもの）	16	0.29%	1,400	2.69%

※ 構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

※資料：平成26年経済センサス－基礎調査

4 土地利用

平成28年度から令和2年度の地目別土地面積の推移を表1-5に、令和2年度の地目別土地面積の割合を図1-8に示します。なお、この面積は固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税となる土地（国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等）は除きます。

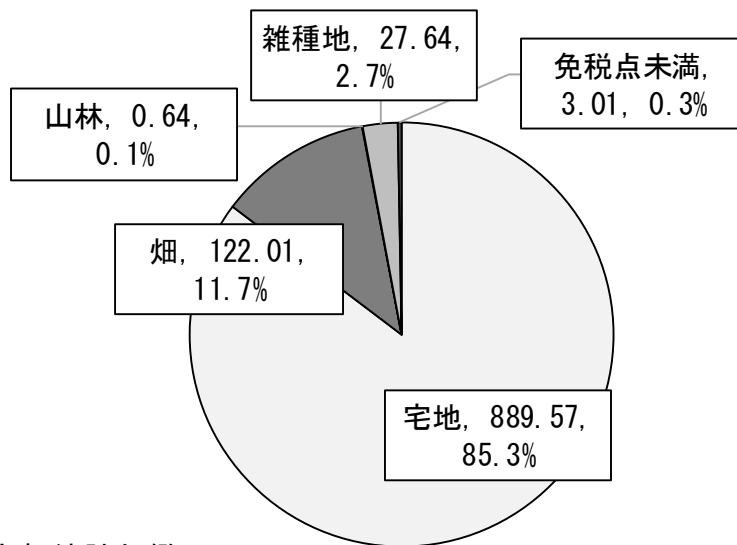
本市の地目別土地面積の構成は、宅地が8割以上を占め、次いで畑、雑種地の順で多くなっています。また、宅地面積は増加傾向にある一方、畑や山林の面積は減少傾向にあります。

表 1-5 地目別土地面積の推移

(単位：ha)

区分	宅地	畑	山林	雑種地	免税点未満	合計
平成28年度	876.64	137.92	0.73	29.44	1.94	1,046.67
平成29年度	880.00	133.34	0.71	28.54	2.16	1,044.75
平成30年度	883.33	128.90	0.71	28.00	2.50	1,043.44
令和元年度	887.28	125.50	0.66	27.52	2.28	1,043.24
令和2年度	889.57	122.01	0.64	27.64	3.01	1,042.87

※資料：東京都統計年鑑



※資料：東京都統計年鑑

図 1-8 地目別土地面積割合 (令和2年度)

### 第3節 ごみ・資源の処理状況

#### 1 社会的情勢

##### (1) 廃棄物処理に係る関係法令

廃棄物の処理に係る関係法令の体系を図 1-9 に示します。

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成12年に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。循環基本法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定める等、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また循環基本法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)、**「特定家庭用機器再商品化法」**(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

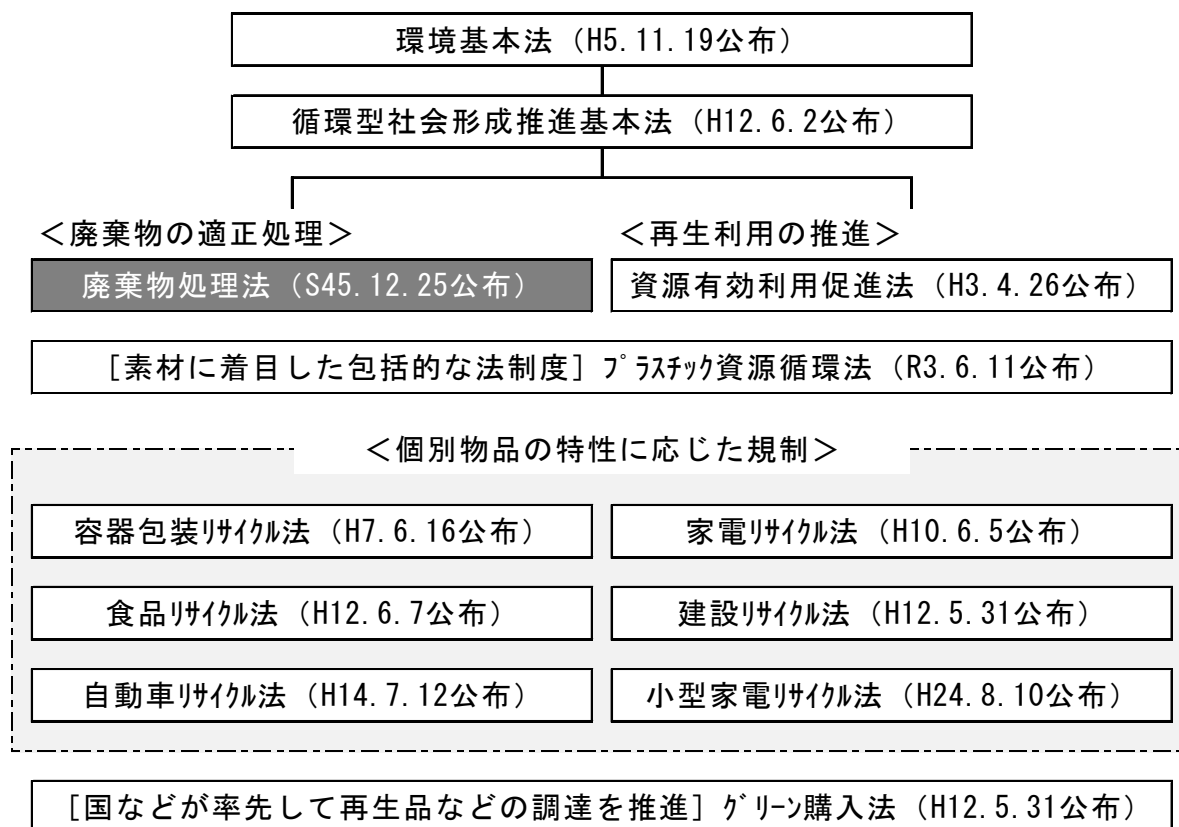


図 1-9 関係法令の体系図



(2) 国の動向

国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、循環基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食品のロスを削減していくための対応等について述べられています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要をそれぞれ表1-6、表1-7及び図1-10に示します。（→p.14【コラム：プラスチックの資源循環】参照）

表 1-6 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン	1 リデュース ○2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ○2035年までに使用済プラスチックを100% リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック ○2030年までに再生利用を倍増 ○2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

表 1-7 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
個別の措置事項	1 プラスチック使用製品設計指針 2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 3 市町村の分別収集及び再商品化 4 製造事業者等による自主回収及び再資源化 5 排出事業者による排出の抑制及び再資源化 等

【コラム：プラスチックの資源循環】

○海洋プラスチックごみ問題とは…

プラスチックは非常に便利な素材であり、日常生活のあらゆる場面で利用されていますが、使い終わった全てのプラスチックがリサイクルされているわけではありません。

適切な処理・処分をされずに、河川を通じて海に行き着いたプラスチックは、魚や海鳥、ウミガメ等の体に絡まったり、エサと間違えて食べられてしまったりと、**海の生態系に大きな影響**を与えています。さらに、マイクロプラスチック（風や波で細かくなったプラスチック）を食べてしまった魚を食べることで、**人類にも悪影響を及ぼす可能性**があります。



○プラスチックの資源循環に向けて…

プラスチックに係る様々な問題の解決に向けて、プラスチックの資源循環を促進するため、以下のような体制の整備が進められています。

**【リデュース】** レジ袋の有料化（実施済み）

**【リユース・リサイクル】** プラスチック製品の資源化ルートの検討、

現在無料で配布しているストロー、スプーン、フォーク等の有料化や再利用の促進

**【リニューアブル（再生可能資源への代替）】** バイオマスプラスチックの利用促進



今後、具体的な国の方針が定まりましたら、本市でも新たな施策を実施する可能性があります。市民の皆様には、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 背景



- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p><b>【環境配慮設計指針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li> </ul> </li> </ul>		
販売・提供	<p><b>【使用の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> </ul>		
排出・回収・リサイクル	<p><b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。</li> <li>● 市区町村と再商品化事業者が<b>連携して行う再商品化計画</b>を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化事業者が実施することが可能に。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;プラスチック資源の例&gt;</p>	<p><b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;店頭回収等を促進&gt;</p>	<p><b>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が<b>再資源化計画</b>を作成する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul> </li> </ul>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行

※資料: 産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会  
 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会  
 プラスチック資源循環小委員会合同会議(第9回)

図 1-10 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

さらに、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要を表1-8に示します。(→【コラム：食品ロス】参照)

表 1-8 食品ロスの削減の推進に関する法律／基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める</li> <li>2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める</li> <li>3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める</li> </ol>
基本的施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等</li> <li>2 食品関連事業者等の取組に対する支援</li> <li>3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰</li> <li>4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究</li> <li>5 先進的な取組等の情報の収集及び提供</li> <li>6 未利用食品等を提供するための活動の支援等</li> </ol>

【コラム：食品ロス】

○食品ロスとは…

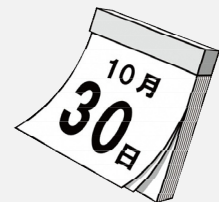
**食べ残しや売れ残り、期限が近い等の理由により、食べることができるのに捨てられてしまう食品**のことです。



日本国内では、平成29年には約2,550万トンの食品が捨てられており、そのうち食べることができる食品は612万トンになります。これは、**日本人一人当たり、お茶碗約1杯分（約139グラム）の食べ物**が**毎日捨てられている計算**になります。

○食品ロス削減月間とは…

**10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」**とされています。



もしかしたら、皆さんの普段の生活にも、食品ロスは潜んでいるかも…。この期間に、p.87 「3）食品ロス削減の推進」も参考に、食生活を見直してみませんか？

(3) 東京都の動向

東京都では平成28年3月に「東京都環境基本計画」を、またその中の個別分野の計画として令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。「東京都環境基本計画」及び「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の概要をそれぞれ表1-9及び表1-10に示します。

表 1-9 東京都環境基本計画の概要

項目	概要
目指す将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
政策の柱 (環境政策の方向性)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スマートエネルギー都市の実現</li> <li><b>2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進</b></li> <li>3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</li> <li>4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保</li> <li>5 環境施策の横断的・総合的な取組</li> </ol>

表 1-10 東京都資源循環・廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 また、2050年を見据え、2030年のビジョンを示す
三本の柱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 持続可能な資源利用の実現</li> <li>2 廃棄物処理システムのレベルアップ</li> <li>3 社会的課題への果敢なチャレンジ</li> </ol>
主要な施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資源ロスの更なる削減</li> <li>2 廃棄物の循環利用の更なる促進</li> <li>3 廃棄物処理システムの強化</li> <li>4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展</li> <li>5 社会的な課題への的確な対応</li> </ol>

また、令和元年12月には「ゼロエミッション東京戦略」、令和3年3月には改定版の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、さらにその中の重点的対策が必要な分野の個別計画・プログラムとして「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。(→p.19【コラム：ゼロエミッション】参照)

「ゼロエミッション東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」、「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」の概要をそれぞれ表 1-11～表 1-13 に示します。

表 1-11 ゼロエミッション東京戦略／2020 Update & Report の概要

項目	概要
目指す将来像	「ゼロエミッション東京」を実現し 世界の「CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロ」に貢献
戦略の柱	戦略Ⅰ エネルギーセクター 政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策2 水素エネルギーの普及拡大 戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編） 政策3 ゼロエミッションビルの拡大 戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編） 政策4 ゼロエミッションビークルの普及促進 戦略Ⅳ 資源・産業セクター <b>政策5 3Rの推進</b> <b>政策6 プラスチック対策</b> <b>政策7 食品ロス対策</b> 政策8 フロン対策 戦略Ⅴ 気候変動適応セクター 政策9 適応策の強化 戦略Ⅵ 共感と協働 エンゲージメント&インクルージョン 政策10 多様な主体と連携したムーブメントと 社会システムの変革 政策11 区市町村との連携強化 政策12 都庁の率先行動 政策13 世界諸都市等との連携強化 政策14 サステナブルファイナンスの推進

表 1-12 プラスチック削減プログラムの概要

項目	概要
目指すべき姿	CO <sub>2</sub> 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用
目標達成に向けた施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ</li> <li>2 循環的利用の高度化</li> <li>3 廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策</li> <li>4 持続可能なバイオマス利用への転換</li> <li>5 海洋へのプラスチックごみ流出の防止等</li> <li>6 焼却・熱回収からの転換</li> </ol>

表 1-13 東京都食品ロス削減推進計画の概要

項目	概要
目指すべき姿	食品ロス発生量実質ゼロ
目標達成に向けた施策	<p>発生抑制（リデュース）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ</li> <li>2 先進技術を活用した食品ロスの削減</li> <li>3 フードサプライチェーンにおける取組の推進</li> </ol> <p>有効活用（リユース）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 未利用食品の有効活用の推進</li> </ol> <p>再生利用（リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 食品リサイクルの推進</li> </ol>

【コラム：ゼロエミッション】

○ゼロエミッションとは…

**廃棄物の排出をゼロにする（排出しない）システム**のことです。生産段階の廃棄物発生量を減らしたり、発生した廃棄物を徹底的に有効活用（リサイクル等）したりすることにより、最終処分量をゼロにすることを目指します。

市民は積極的にリユースやリサイクル等を行うことが、事業者は生産から廃棄までを通して、廃棄物が発生しにくい製品や仕組みを作ることが、それぞれ求められます。

○東京都が目指す（CO<sub>2</sub>）ゼロエミッションとは…

**CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出をゼロにする（排出しない）システム**のことです。

また「実質ゼロ」とは、CO<sub>2</sub>の回収量（植物への吸収量等）と、排出量を等しくすることを指し、「カーボンニュートラル」とも言います。

(4) 市の廃棄物処理の動向

本市では平成31年3月に「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」、及び「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」を策定しています。その中の廃棄物処理に関する事項の概要をそれぞれ表1-14、表1-15に示します。

表 1-14 西東京市第2次総合計画・後期基本計画（廃棄物処理関連）の概要

区分	概要
計画期間	令和元年度～令和5年度
基本理念	やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みんなでつくるまちづくり</li> <li>2 創造性の育つまちづくり</li> <li>3 笑顔で暮らすまちづくり</li> <li><b>4 環境にやさしいまちづくり</b></li> <li>5 安全で快適に暮らすまちづくり</li> <li>6 活力と魅力あるまちづくり</li> </ol>
廃棄物処理に関する 取り組み （関連箇所を 抜粋）	基本方針4 環境にやさしいまちづくり 環-2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために 環2-1 地球温暖化対策の推進 環2-2 循環型社会の構築 ○資源循環型社会の推進 ○環境美化に向けた取組の推進 ○食品ロスの削減に向けた取組の推進 環2-3 生活環境の維持



表 1-15 西東京市第2次環境基本計画 後期計画（廃棄物処理関連）の概要

区分	概要
計画期間	令和元年度～令和5年度
基本理念	良好な環境を将来の世代に引き継ぐ
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます</li> <li>2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます</li> <li><b>3 <u>ごみの削減、資源の有効利用を進めます</u></b></li> <li>4 安全・安心で生活環境の確保を進めます</li> <li>5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます</li> </ol>
廃棄物処理に関する 取り組み （関連箇所を 抜粋）	基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます 施策9 ごみの減量化 ①ごみ減量の取組の推進 ②市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進 施策10 再使用、再資源化の推進 ①再使用の推進 ②再資源化の推進 施策11 効率的なごみ処理、広域処理の推進 ①効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信 ②効率的なごみ収集の推進 ③広域処理の推進

## 2 ごみ処理体制

### (1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 1-11 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート(焼却処理施設)、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

可燃ごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理され、発電電力や余熱を柳泉園グランドパーク(厚生施設)の室内プールや浴場施設で利用してサーマルリサイクルを行っているほか、焼却残さはエコセメントの原料として再利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃残さは柳泉園クリーンポートで焼却処理し、不燃残さは民間施設に搬入して固形燃料(RPF)化や、ガス化熔融により余熱等を利用した発電を行っているほか、スラグ、メタルを回収して資源化しています。(→【コラム：不燃残さの資源化】、p.34【コラム：資源化物の姿】参照)

資源物(びん、缶、ペットボトル)は、リサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

その他の資源物(古紙・古布類、プラスチック容器包装類、廃食用油、小型家電、金属類、せん定枝)は、資源回収業者へ直接引き渡しています。

#### 【コラム：不燃残さの資源化】

##### ○残さとは…

ごみ処理施設でごみを処理した後に残るものを「残さ(ざんさ)」と言います。

本市のごみを処理している柳泉園組合では、柳泉園クリーンポートからは灰等の「**焼却残さ**」、不燃・粗大ごみ処理施設からは不燃物(プラスチック類等)が主体の「**不燃残さ**」が発生しますが、全て処理・資源化しています。

##### ○固形燃料(RPF: Refuse Paper and Plastic Fuel)とは…

**廃プラスチックや、加工されたラミネート紙等を主原料とした固形燃料**です。

柳泉園組合では平成17~28年度まで、不燃残さは民間業者に委託して固形燃料(RPF)化していましたが、固形燃料(RPF)化施設の老朽化等に伴い、平成29年度からは資源化方法をガス化熔融に変更しています。

##### ○ガス化熔融とは…

プラスチック類等を高温で処理し、**発生したメタンガス等や余熱により発電**を行い、さらに、**金属類やガラス等はスラグやメタルとして路盤材等に使用**する処理方式です。

柳泉園組合では平成29年度から、不燃残さは民間業者に委託してガス化熔融による資源化を行っています。

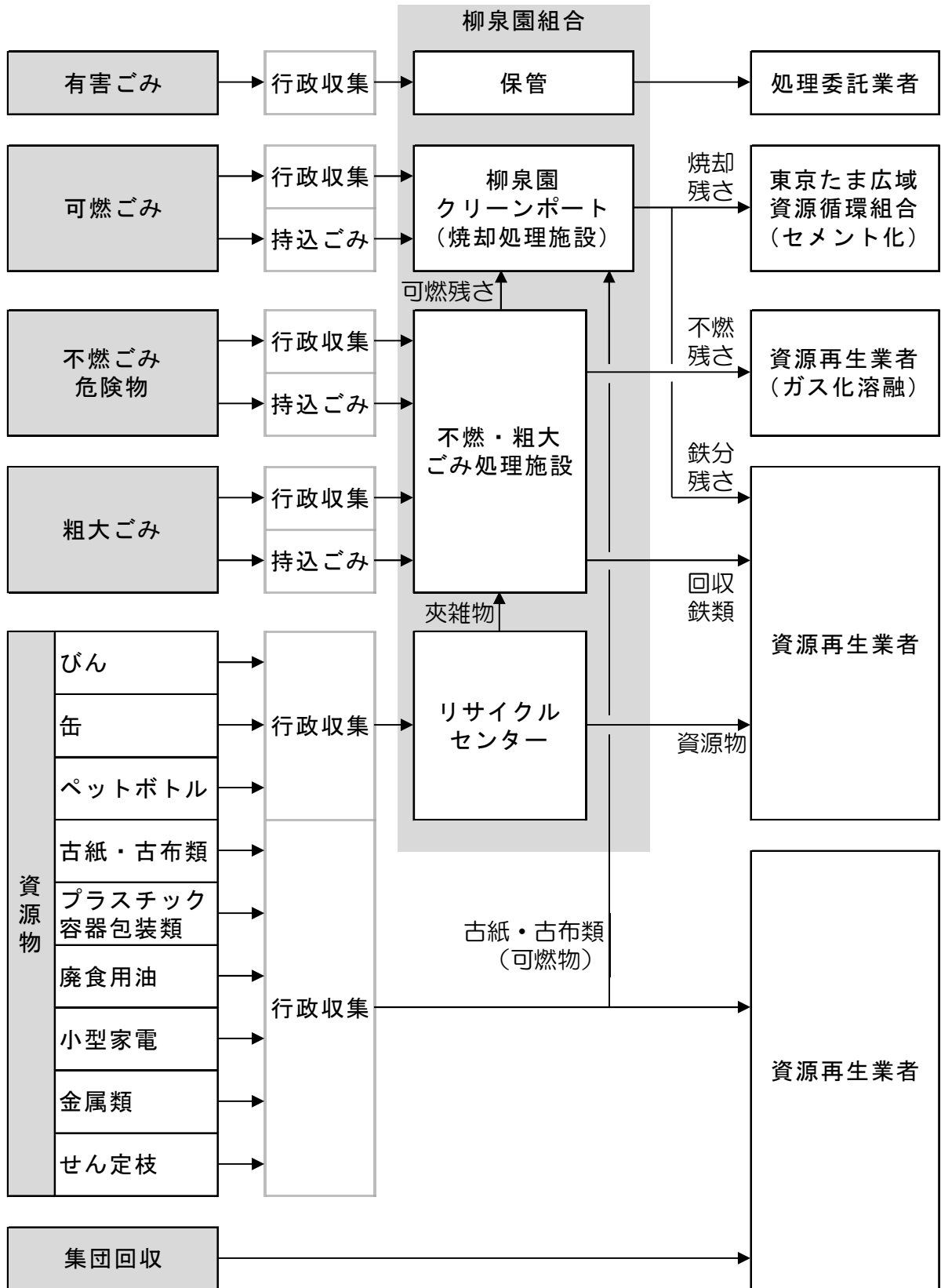


図 1-11 ごみ処理フロー

(2) ごみ分別区分

本市のごみ分別区分を表 1-16 及び表 1-17 に示します。

本市のごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ・危険物、粗大ごみ、及び資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝）に区分されています。

表 1-16 ごみ分別区分（1/2）

分別区分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・貝がら、花火・タバコの吸い殻、足拭きマット、まくら、シップ薬、軍手・汚れた古布、そうめんの箱、資源にならない紙類（感熱紙（レシートなど）、ティッシュ・クッキングペーパー、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、カーボン系用紙、感熱性発泡紙、洗濯洗剤の箱（石鹼・線香の箱など）、ピザの箱）、衛生用品（ペットの砂、包帯、生理用品、使用済みばんそうこう、在宅医療で使用された機材類（輸液バッグ、カテーテル、注射筒など））、綿入り製品（指定収集袋に入るもの）、指定収集袋からはみ出しても収集できるもの（すだれ、ほうき（ブラシ部分が天然素材のもの）、木製バット・木製のつえ）、おむつなど
不燃ごみ	結束バンド、乾燥剤、うちわ、保冷剤・使い捨てカイロ、スポンジ、せともの・ガラス食器、電球（LED含む、電球型蛍光灯除く）、汚れたラップ・アルミホイル、ストロー・歯ブラシ、雨がっぱ、釣竿・リール、ホースリール、ジョイントマット、ポット、植木鉢・プランター、水槽・人形ケース（指定収集袋に入るもの）、くつ・スキー靴、汚れの落としづらいプラスチック容器包装類（化粧品類、チューブ類、レトルトパック）、プラスチック製品類（おもちゃ、ハンガー、スプーン・フォーク、食料品保存用袋・容器、お風呂のフタ、バケツ・カゴ・たらい・ベビーバス（指定収集袋に入るもの））など
有害ごみ・危険物	蛍光管電球・蛍光管、乾電池・体温計、危険物（刃物類）、傘など
粗大ごみ	一辺の長さが約30cm以上の大型ごみ

表 1-17 ごみ分別区分（2/2）

分別区分		ごみの種類	
資源物	びん	ガラスのびん、ビールびん、一升びん、ジャムのびん、梅酒用のびん、インスタントコーヒーのびんなど	
	缶	アルミ缶、スチール缶、ビールの缶、ジュースの缶、海苔の缶、お茶の缶、お菓子の缶など	
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用など、PET1と表示されたもの	
	スプレー缶・ライター	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	
	古紙・古布類	ダンボール	ダンボール
		雑誌・雑紙	名刺、はがき、封筒、メモ用紙、ラップの芯、お菓子・ティッシュ・レトルト商品の箱など、シュレッダー紙（カーボン系用紙・感熱紙除く）など
		新聞紙	新聞紙（チラシ含む）
		飲料用パック	飲料用パック・アルミコーティング紙
		古布類	衣類・ぼうし、下着・水着（くつした、パンツ、水着など）、毛布・シーツ・カーテン、ネクタイ・ベルト・ハンカチ、かばん、羽毛布団、ぬいぐるみ（高さ30cm位までのもの）など
	プラスチック容器包装類	ポリ袋類、カップ・パック類、キャップ・ラベル類、トレイ類、緩衝材・発泡スチロール、洗剤ボトル・シャンプーボトルなど、プラと表示されたもの	
	金属類	なべ・やかん・フライパン、王冠・食器具・金属製のフタ、水筒、卓上コンロ、トースター、オーブントースター、蛇口、ステッパー、体重計、工具、針金ハンガー、鉄アレイ（1個10kgまで）、ストーブガード、三脚、キックスケーター、ホッピング、金属製あみ、つつぱり棒棚など	
	小型家電	炊飯器、アイロン、電気ポット、ホットプレート、魚焼き器、ミキサー、AVコード・電源コード・ケーブル類・コンセントケーブル、携帯オーディオプレーヤー、電子辞書・電動ひげそり、コーヒーメーカー、照明器具（カバー含む）、ドライヤー、ヘルスメーター、電動工具、腕時計・置き時計、カメラ・ビデオカメラ、カーナビシステム、電話機・FAX付電話、キーボード（70cm未満）、ラジカセ・ミニコンポ、DVD・ビデオデッキ（リモコン含む）、ゲーム機・携帯ゲーム機、パソコン周辺機器、プリンター（高さ21cm未満かつ幅51cm未満）、掃除機、扇風機など	
	廃食用油	サラダ油などの食用油	
	せん定枝	せん定枝・落ち葉・草	

(3) ごみ排出・収集運搬

1) 排出・収集運搬体制

本市のごみ排出・収集運搬体制を表 1-18に、廃棄物処理手数料を表 1-19に示します。

収集運搬は本市で行っており、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類はそれぞれ有料の指定収集袋、粗大ごみについては粗大ごみ処理シール券の貼付により収集を行っています。

表 1-18 ごみ排出・収集運搬体制（令和3年3月現在）

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集区分	
家庭系ごみ	可燃ごみ	指定収集袋（黄色）	週2回	戸別収集	委託	
	不燃ごみ		2週に1回			
	有害ごみ・危険物	透明・半透明袋等				
	粗大ごみ	シール券を貼付	随時			
	資源物	びん	カゴ等			2週に1回
		缶				週1回
		ペットボトル				
		スプレー缶・ライター	透明・半透明袋等			2週に1回
		古紙・古布類	ひもでしばる/紙袋にまとめる/透明・半透明袋			
		プラスチック容器包装類	指定収集袋（灰色）			週1回
		金属類	カゴ等	4週に1回	直営/委託	
		小型家電	そのまま		委託	
		廃食用油	こぼれない容器			
せん定枝	透明・半透明袋等	週2回	直営/委託			
持込ごみ	可燃ごみ	柳泉園組合へ直接持込	適宜	自己搬入/許可業者	直接持込	
	不燃ごみ			自己搬入		
	粗大ごみ					

※原則は戸別収集としていますが、特例として集積所収集を継続している場所があります。

表 1-19 廃棄物処理手数料

ごみ種類		指定収集袋・廃棄物処理手数料等		
家庭系ごみ	可燃ごみ ・不燃ごみ兼用		ミニ袋 (5リットル相当)	75円/10枚
			小袋 (10リットル相当)	150円/10枚
			中袋 (20リットル相当)	300円/10枚
			大袋 (40リットル相当)	600円/10枚
	プラスチック 容器包装類		小袋 (10リットル相当)	50円/10枚
			中袋 (20リットル相当)	100円/10枚
			大袋 (40リットル相当)	200円/10枚
	粗大ごみ		粗大ごみ処理 シール券 (サイズ別)	200円、500円、 1,000円、1,500円、 2,000円、2,500円
	持込ごみ	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	指定収集袋不要	柳泉園組合へ 直接持込

2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両については、令和元年度時点で、直営が14台、委託業者が140台、許可業者が204台の計358台となっています。

3) 戸別収集

令和元年10月1日から、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類と同様に、資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、金属類、小型家電、廃食用油）も戸別収集を行っています。

これにより、排出者責任が明確化されています。

4) ふれあい収集

対象基準に該当するごみ出しが困難な高齢者や障害のある方等について、申し込みにより玄関先からごみ・資源物を収集する、ふれあい収集を実施しています。

3 ごみ排出量の実績

(1) 排出量の実績

本市のごみ排出量実績を表 1-20 及び図 1-12 に示します。

ごみ排出量及び行政回収の資源物量は、平成 25 年度をピークに、平成 28 年度から令和元年度にかけては横ばい傾向となっていました。令和 2 年度には増加に転じており、新型コロナウイルスの影響によるものと考えられます。集団回収は一貫して減少傾向にあります。

表 1-20 ごみ排出量の実績

区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742
ごみ量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877
家庭系ごみ (行政回収)	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871
有害ごみ ・危険物	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219
可燃ごみ (事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135
資源量	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865
行政回収	t/年	13,162	13,415	14,152	14,002	13,949	13,605	13,549	13,441	13,297	14,096
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687
プラスチック 容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777
硬質 プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600
一次処理 ・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345



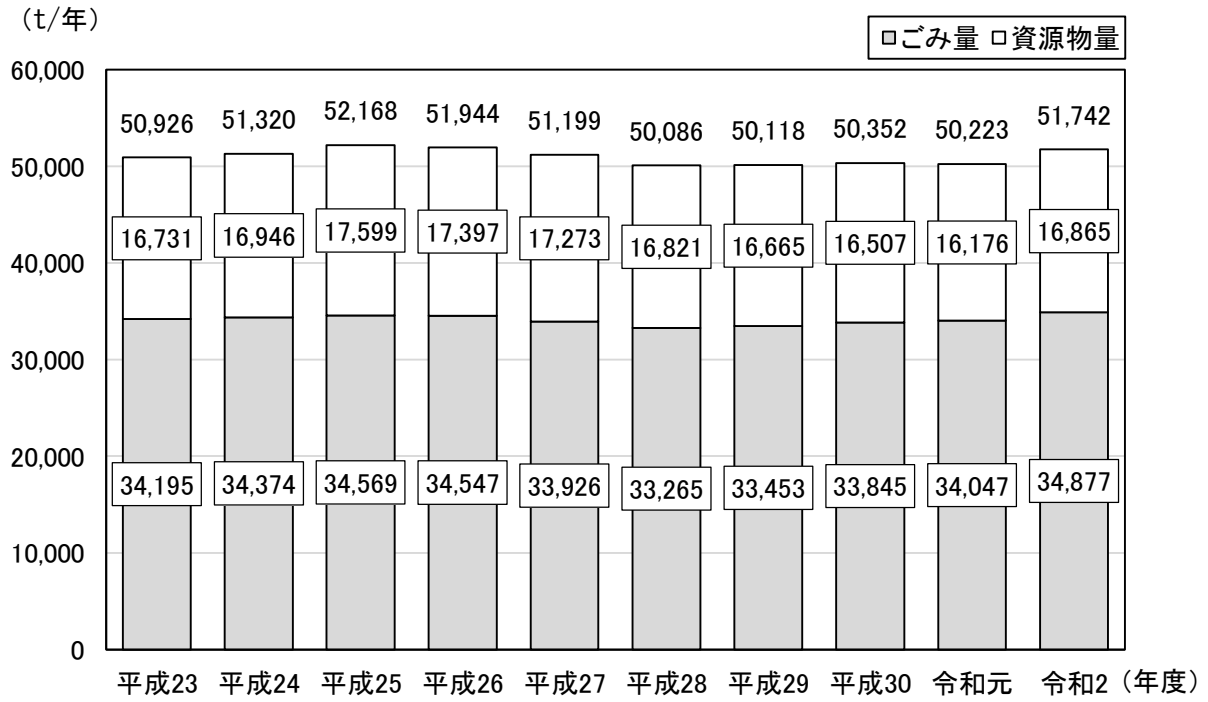


図 1-12 ごみ排出量の実績

(2) 排出量の原単位

本市のごみ排出量原単位実績を表 1-21 及び図 1-13 に示します。

ごみ総排出量原単位は、平成 25 年度をピークに、平成 26 年度から令和元年度にかけて減少傾向にありましたが、令和 2 年度には増加に転じています。

家庭系ごみ（行政回収）排出量原単位は、平成 30 年度までは減少傾向にありますが、令和元年度から増加となっており、特に可燃ごみ及び粗大ごみが増えています。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に大きな変化があったことによるものと考えられます。

表 1-21 ごみ排出量原単位の実績

区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
人口(各年度 10月1日時点)	人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907
総排出量原単位	g/人日	703	710	723	719	703	687	684	683	670	688
ごみ量原単位	g/人日	472	475	479	478	466	456	456	459	455	464
家庭系ごみ (行政回収)	g/人日	385	382	379	375	371	363	359	358	361	381
可燃ごみ	g/人日	333	331	328	326	320	315	310	309	311	322
不燃ごみ	g/人日	49	48	48	47	48	45	47	46	46	52
有害ごみ ・危険物	g/人日	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8
粗大ごみ	g/人日	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2
持込ごみ	g/人日	87	94	100	103	96	93	97	101	93	83
可燃ごみ (事業系ごみ)	g/人日	86	93	100	102	95	92	95	99	91	80
不燃ごみ	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5
粗大ごみ	g/人日	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8
資源量原単位	g/人日	231	234	244	241	237	231	227	224	216	224
行政回収	g/人日	182	186	196	194	192	187	185	182	178	188
びん類	g/人日	27	26	26	27	26	25	24	23	23	25
缶類	g/人日	8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5
ペットボトル	g/人日	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.7	8.9	9.9	9.9	10.5
古紙・古布類	g/人日	99	97	103	100	98	93	91	87	85	89
プラスチック 容器包装類	g/人日	32	32	33	33	32	33	33	34	35	37
硬質 プラスチック	g/人日	0.1	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
金属類	g/人日	3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.2	5.1	5.3	5.4	6.5
非鉄類	g/人日	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4
小型家電	g/人日	-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.8	4.7	4.7	3.4	3.0
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
せん定枝	g/人日	2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0
一次処理 ・生ごみ	g/人日	-	-	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
集団回収	g/人日	49	49	48	47	46	44	43	42	38	37
紙類	g/人日	49	49	44	43	41	40	38	37	34	32
布類	g/人日			4.2	4.1	4.3	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6

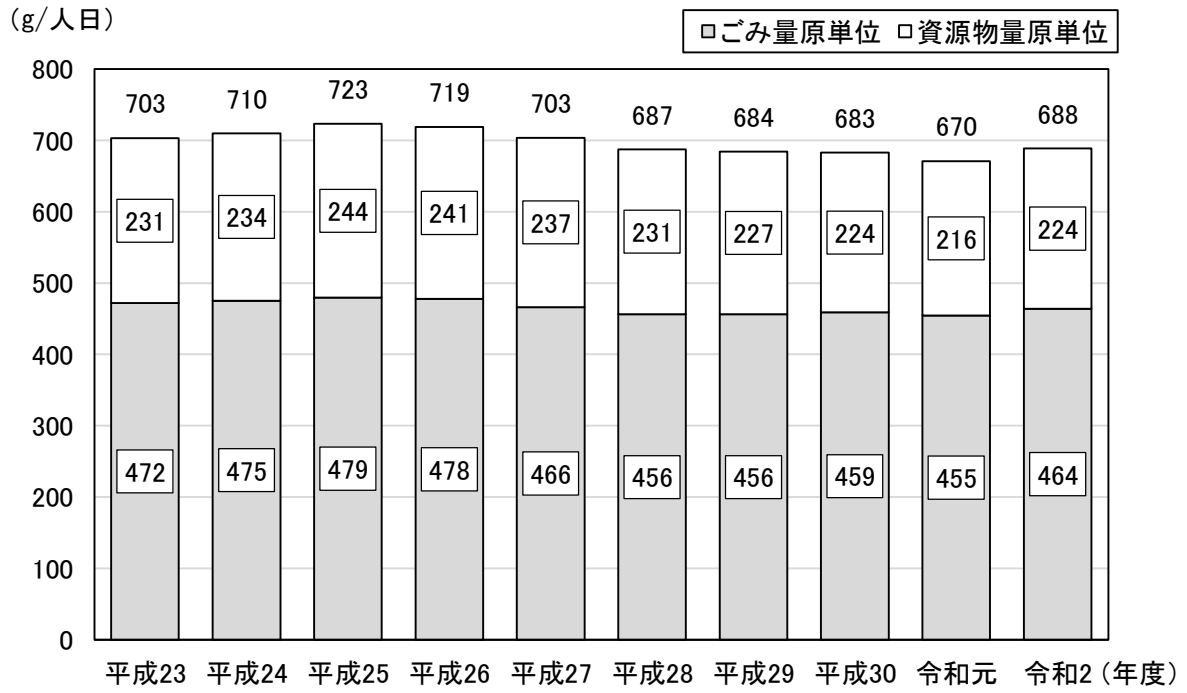


図 1-13 ごみ排出量原単位の実績

## 4 資源化・減量化の実績

### (1) 教育・啓発活動

#### 1) 学校における環境学習

ごみの分別の仕方や食品ロス等について、出前講座を実施しています。また、学校給食で発生する残飯の堆肥化も実施しています。

#### 2) 広報活動・情報の提供

「西東京市ごみ・資源物収集カレンダー」を全戸配布するとともに、広報誌、ホームページ、及び「ECO 羅針盤」による情報提供も実施しています。また、スマートフォン用の「西東京市ごみ分別アプリ」でも、収集日程や分別方法の情報を提供しています。

#### 3) エコプラザ西東京の活用

エコプラザ西東京では、家具等の再生や「りさいくる市」の開催、各種講座の開催など、多岐にわたる啓発活動を行っています。

### (2) 資源物の分別収集

本市では、合併前の旧保谷市は昭和63年3月から、旧田無市は平成元年10月から市内全域で資源物の分別収集を開始しました。

本市における資源物については、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝に区分されています。

資源物の対象品目は、分別収集を実施した当初は、びん類、缶類、古紙・古布類、牛乳パックでしたが、資源化の推進とごみ減量化に向けて、平成19年10月より白色トレイを含むプラスチック容器包装類を対象品目として分別収集を行い、平成25年10月からは小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収を実施しています。

更に、本市では金属類、廃食用油、せん定枝（草、落ち葉を含む）も対象品目として資源化を行っています。

### (3) せん定枝等の堆肥化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、せん定枝（草、落ち葉を含む）を市・委託業者が回収し、民間事業者を引き渡して堆肥化及びバイオマス発電用燃料、マルチング材の原料等として資源化しています。

### (4) 生ごみの資源化

可燃ごみの減量と資源化の促進のため、300世帯を上限として週2回分別した生ごみを回収し、民間事業者を引き渡し、リサイクル土壌の材料として資源化を行い、学校や公共施設の花壇等で活用しています。

(5) 残さの資源化

最終処分場である二ツ塚処分場では、柳泉園クリーンポートで焼却処理された後の焼却残さを、併設されたエコセメント化施設にてエコセメント化し、有効活用しています。また、不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残さは民間施設に搬入して固形燃料（RPF）化や、ガス化溶解によりスラグ、メタルを回収して資源化しています。（→【コラム：不燃残さの資源化】、p.34【コラム：資源化物の姿】、p.38【コラム：焼却残さの資源化】参照）

(6) 集団回収

新聞、雑誌、段ボールなどの集団回収を行っている、自治会や住宅会等の団体に、その回収量に応じて奨励金を交付しています。集団回収に参加する団体は減少傾向にあり、市では年1回、回収団体との懇談会を開催しています。集団回収団体の実績を表 1-22 に示します。

表 1-22 集団回収団体の実績

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体数	(団体)	366	355	351	334	327
奨励金額	(円)	22,464,491	21,776,139	21,429,611	20,124,216	19,356,806

(7) 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

ごみ・資源物集積所について、排出状況が適切かつ清潔に保たれている集積所を優良排出集積所として認定することにより、ごみの減量と資源化、及び環境美化を促進しています。平成30年11月1日現在、35件を優良集積所として認定し、市のホームページで公表しています。

(8) 資源化量

本市における資源化量の実績を表 1-23 に示します。

本市で回収された資源物は、柳泉園組合へ搬入、または民間業者へ直接搬入された後、資源化されます。また、柳泉園組合の各処理施設から発生する残さ等についても、可燃残さはエコセメント化、不燃残さは固形燃料（RPF）化（平成28年度まで）やガス化溶解（平成29年度から）によるスラグ、メタル化等により資源化を行っています。（→p.22【コラム：不燃残さの資源化】、p.34【コラム：資源化物の姿】参照）

資源化量は、平成25年度をピークに減少傾向となっていました。令和元年度からは、粗大ごみ等の発生量増加にともなって増加に転じています。

表 1-23 資源化量の実績

区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
資源化量	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587
直接資源化	t/年	10,042	10,378	11,094	10,923	10,945	10,652	10,602	10,447	10,343	10,890
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687
プラスチック 容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33
中間処理後資源化	t/年	7,805	7,928	7,799	7,782	7,591	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928
焼却処理施設	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140
不燃・粗大ごみ 処理施設	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355
固形燃料化 /ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450
リサイクルセンター	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861
ガラス類	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345
ごみ総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742
資源化量 ※1	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865
資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6
再生利用量 ※2	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587
再生利用率	%	42.1	42.6	42.8	42.5	42.7	42.4	42.2	41.6	41.1	41.7

※1 資源化量＝資源物排出量

※2 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量



## 5 中間処理の実績

## (1) 施設の概要

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要をそれぞれ表 1-24～表 1-26 に示します。

表 1-24 焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:平成 9 年 7 月 竣工:平成 13 年 12 月(平成 12 年 11 月より稼動)
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日(105t/日×3基)
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟:約 6,496 m <sup>2</sup> 管理棟:約 978 m <sup>2</sup>
延床面積	工場棟:約 20,698 m <sup>2</sup> 管理棟:約 2,939 m <sup>2</sup>
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式(最大 6,000kW)
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧+バグフィルタ+脱硝反応塔

表 1-25 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:昭和 48 年 11 月 竣工:昭和 50 年 3 月 改造(破碎装置):昭和 58 年 12 月~昭和 59 年 3 月 改造(クレーン及びピット):昭和 60 年 9 月~昭和 61 年 2 月
破碎型式	縦型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m <sup>2</sup>
延床面積	約 586 m <sup>2</sup>

表 1-26 リサイクルセンターの概要

区分	内容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:平成 4 年 12 月 竣工:平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶:10t/5h、びん:15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶、びん、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m <sup>2</sup>
延床面積	約 2,690 m <sup>2</sup>



(2) 中間処理量

本市のごみ処理量実績を表 1-27 に示します。

表 1-27 ごみ処理量の推移

区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
焼却処理施設	t/年	33,495	33,568	33,712	33,648	33,037	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896
処理量	t/年	30,389	30,666	30,893	30,915	30,222	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230
家庭系・可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183
事業系・可燃ごみ	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047
選別残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666
不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666
処理内訳	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	3,801	3,710	3,674	3,621	3,698	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603
処理量	t/年	3,749	3,655	3,621	3,575	3,650	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586
家庭系(行政回収) ・不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871
家庭系(行政回収) ・粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543
家庭系(持込) ・不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37
家庭系(持込) ・粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135
選別残さ	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17
リサイクルセンター 不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17
処理内訳	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666
可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666
資源化	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355
固形燃料化 ／ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450
リサイクルセンター	t/年	3,120	3,037	3,058	3,079	3,004	2,953	2,947	2,994	2,954	3,206
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789
処理内訳	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17
不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17
資源化	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,632	2,861
ガラス類	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766
保管施設	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
処理内訳	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
資源化	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61

(3) 残さの処理

柳泉園クリーンポートで焼却処理された後の焼却残さについては、多摩地区 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合において、二ツ塚処分場（最終処分場）に併設されたエコセメント化施設にてエコセメント化し、再利用しています。エコセメント化施設の概要を表 1-28 に示します。

また、不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残さについては、民間業者に搬入し、固形燃料（RPF）化（平成 28 年度まで）やガス化溶融（平成 29 年度から）によるスラグ、メタル化等により資源化を行っています。（→p.22【コラム：不燃残さの資源化】、p.34【コラム：資源化物の姿】、【コラム：焼却残さの資源化】参照）

表 1-28 エコセメント化施設の概要

区分	内容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却残さ等の処理能力 約330t/日（平均処理量 約300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約520t/日（平均生産量 約430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶解飛灰及び二ツ塚処分場に埋立された焼却残さ
総事業費	約27,200,000千円

6 最終処分の実績

本市の焼却残さは、平成 18 年 7 月のエコセメント化施設の稼働以降、全量をエコセメント化により再利用していることから、最終処分量は 0t となっています。

（→【コラム：焼却残さの資源化】参照）

【コラム：焼却残さの資源化】

○エコセメントとは…

**焼却残さ等を主原料としたセメント**のことです。普通のセメントとほぼ同等の品質を持っており、インターロッキングブロックや歩車道境界ブロック等に使われています。

柳泉園組合が焼却残さを搬入している東京たま広域資源循環組合では、従来二ツ塚処分場に焼却残さを埋め立てていましたが、リサイクルの推進や最終処分場の延命化、安全な埋立を実現するために、平成18年7月に、自治体では日本初となるエコセメント化施設を整備しました。



エコセメント化施設の整備以降、本市の焼却残さは全量がエコセメント化により資源化されています。



7 ごみ質の分析

(1) 本市におけるごみ質分析結果

本市では令和2年度に、家庭系ごみのごみ質分析を実施しました。令和2年度の、家庭系可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類のごみ質分析結果、及び令和2年度の各ごみ中の不適正物の内訳をそれぞれ図1-14～図1-19に示します。

1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、適正排出（西東京市のごみの分け方、出し方（分別のルール）に沿った排出方法を守っている割合）は約70～95%となっています。

生ごみが全体の約2～3割を占めるほか、戸建てでは枝木の排出が多くなっています。また不適正物の中では、古紙・古布類が最も多く、次いでプラスチック容器包装類となっています。

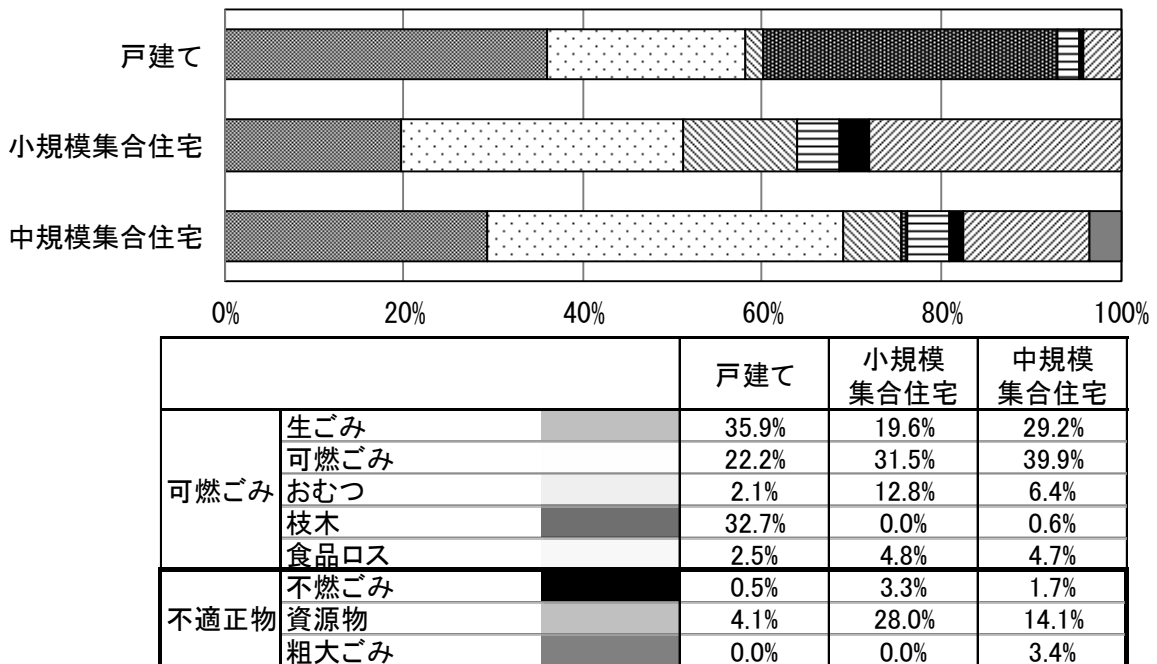
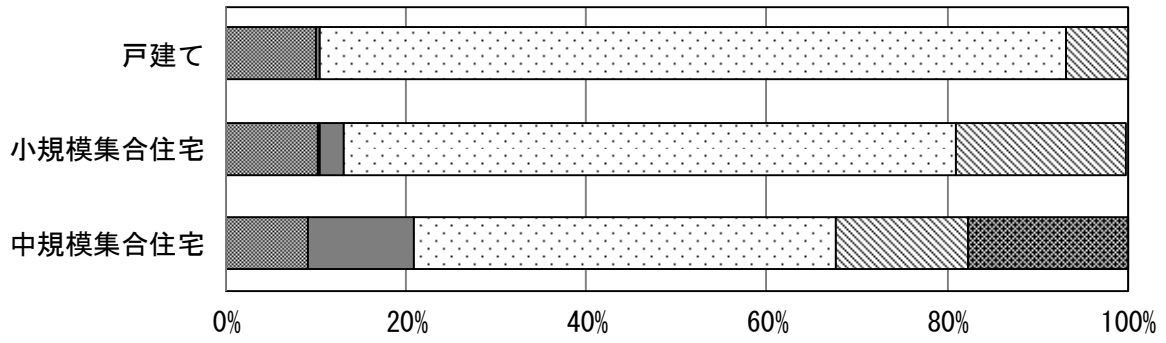


図 1-14 可燃ごみの組成分析結果



		戸建て	小規模 集合住宅	中規模 集合住宅
不燃ごみ	不燃ごみ	10.0%	10.2%	9.1%
	プラスチック類	0.0%	0.2%	0.0%
資源物	びん・かん・ペットボトル	0.4%	2.6%	11.8%
	古紙・古布類	82.7%	67.9%	46.7%
	プラスチック容器包装類	7.0%	19.0%	14.7%
粗大ごみ		0.0%	0.0%	17.7%

図 1-15 可燃ごみの不適正物の内訳

2) 不燃ごみ

不燃ごみについては、適正排出は約35～60%と低くなっています。

また不適正物の中では、プラスチック容器包装類や、小規模集合住宅では可燃ごみや金属類の割合が多くなっています。

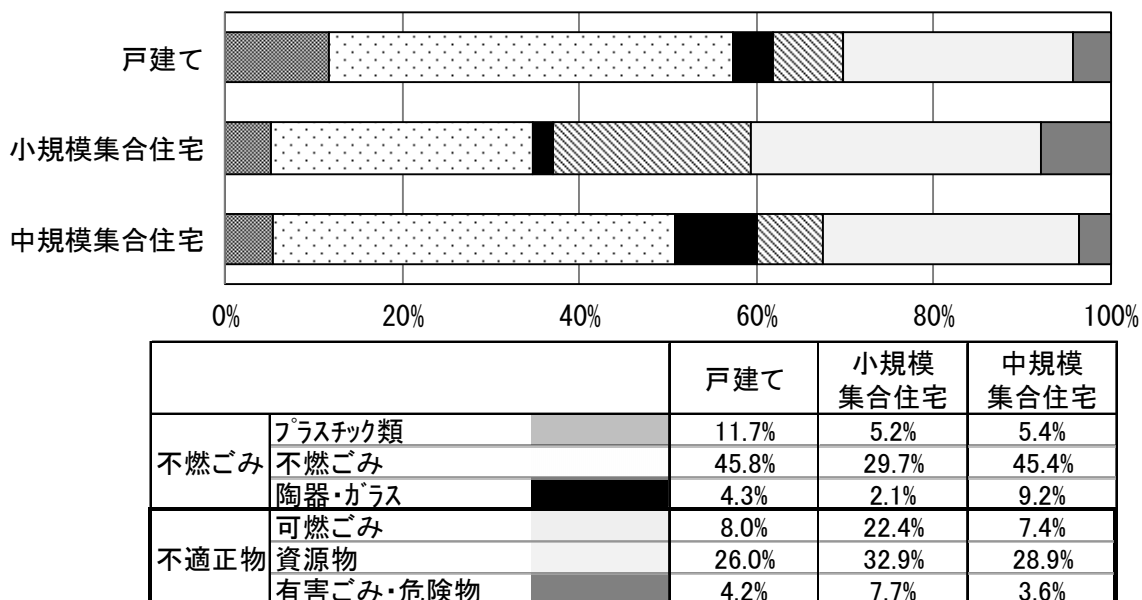


図 1-16 不燃ごみの組成分析結果

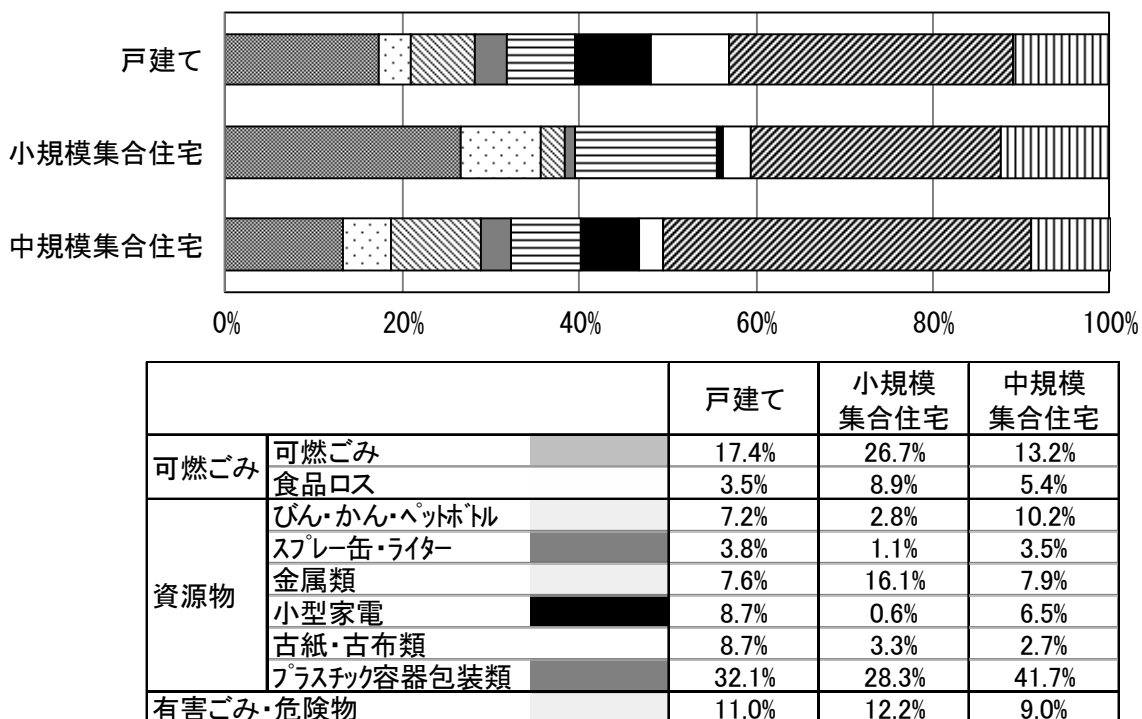


図 1-17 不燃ごみの不適正物の内訳

3) プラスチック容器包装類

プラスチック容器包装類については、適正排出は約70～90%となっています。  
 また不適正物としては、汚れたプラスチックや、ストローやスプーン、クリアファイル等、容器包装ではないプラスチックが多く含まれています。

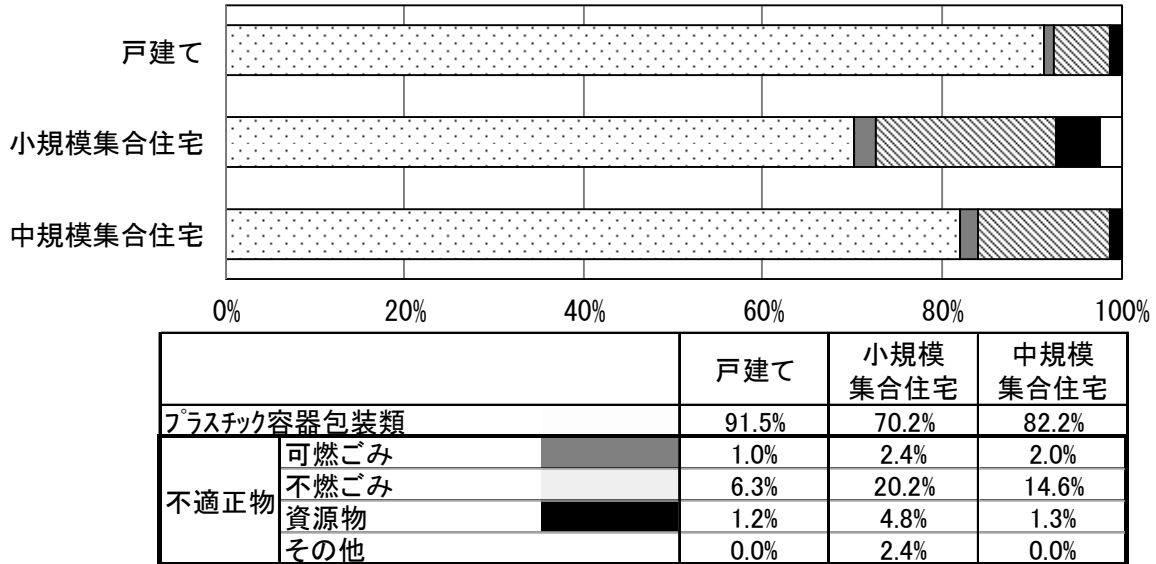


図 1-18 プラスチック容器包装類の組成分析結果

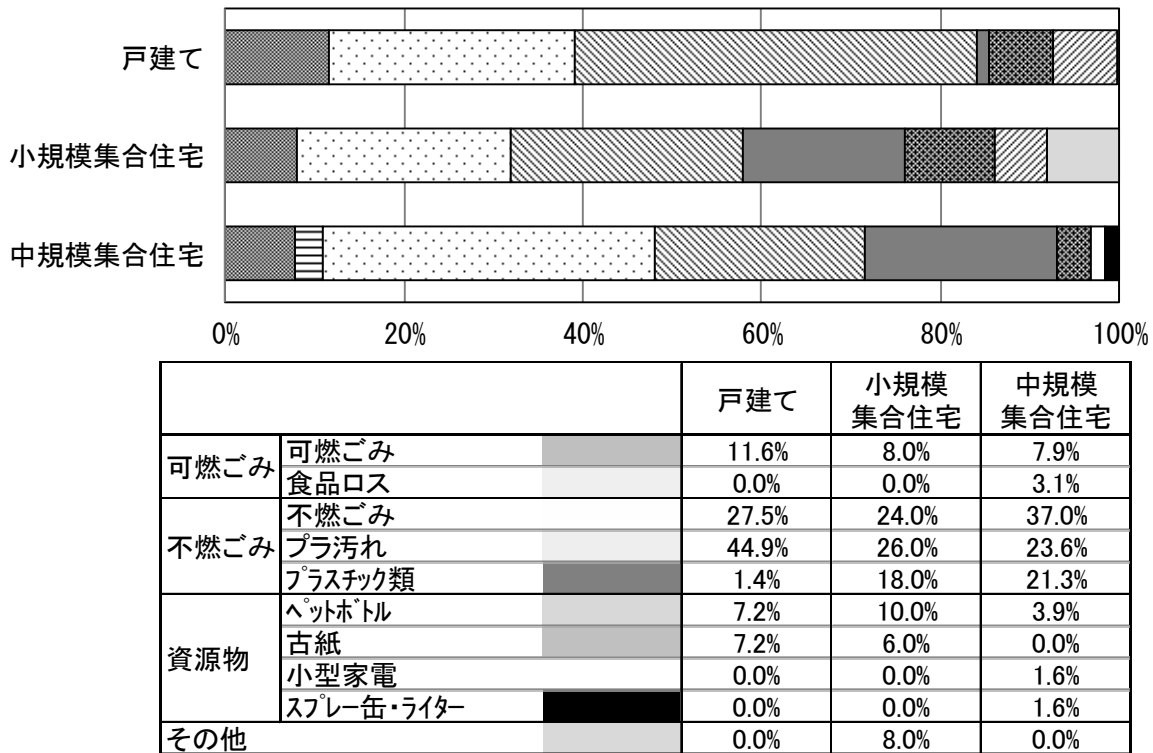


図 1-19 プラスチック容器包装類の不適正物の内訳

(2) 組合におけるごみ質分析結果

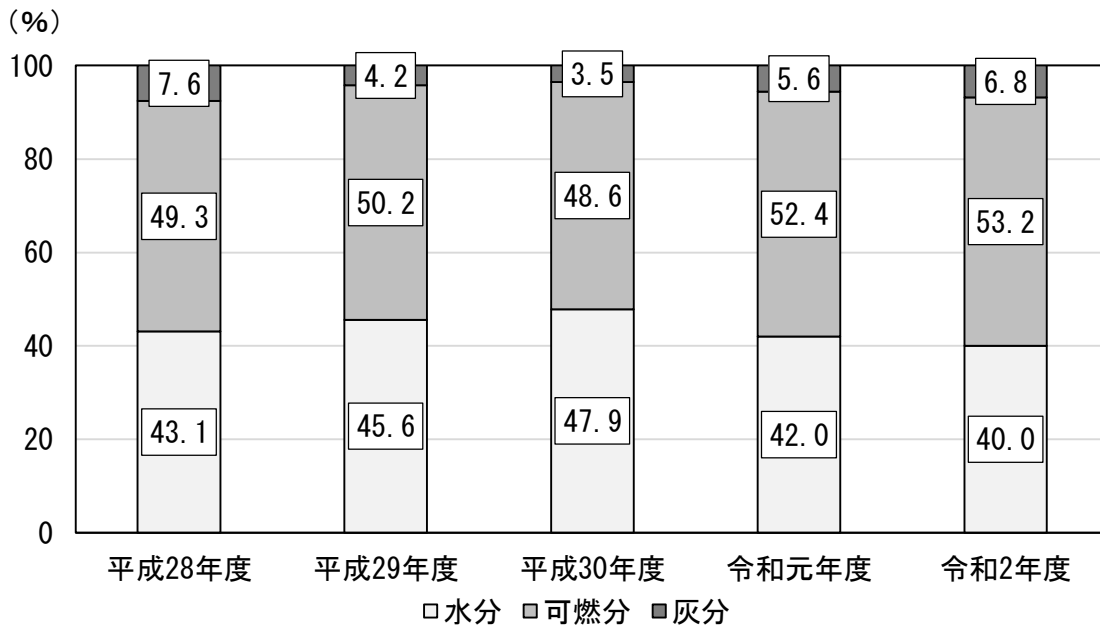
柳泉園組合では、毎年ごみ質分析を実施しています。可燃ごみの三成分値、低位発熱量、種類組成をそれぞれ図 1-20～図 1-22 に示します。

三成分は、令和2年度では水分が40.0%、可燃分が53.2%、灰分が6.8%となっています。

低位発熱量は、概ね2,500kcal/kgで推移しており、令和2年度は2,815kcal/kgとなっています。なお、柳泉園クリーンポートの計画ごみ質（設計値）は低質ごみで1,400kcal/kg、基準ごみで2,100kcal/kg、高質ごみで2,800kcal/kgとなっていることから、低位発熱量が基準ごみよりもやや高い数値になっています。（→

【コラム：低位発熱量】参照）

種類組成は、令和2年度では紙類が33.9%、プラスチックが24.2%、厨芥が10.5%、木・草が11.5%、繊維類が12.4%、不燃分（金属類、石・ガラス類）が合わせて3.0%等となっています。



※資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

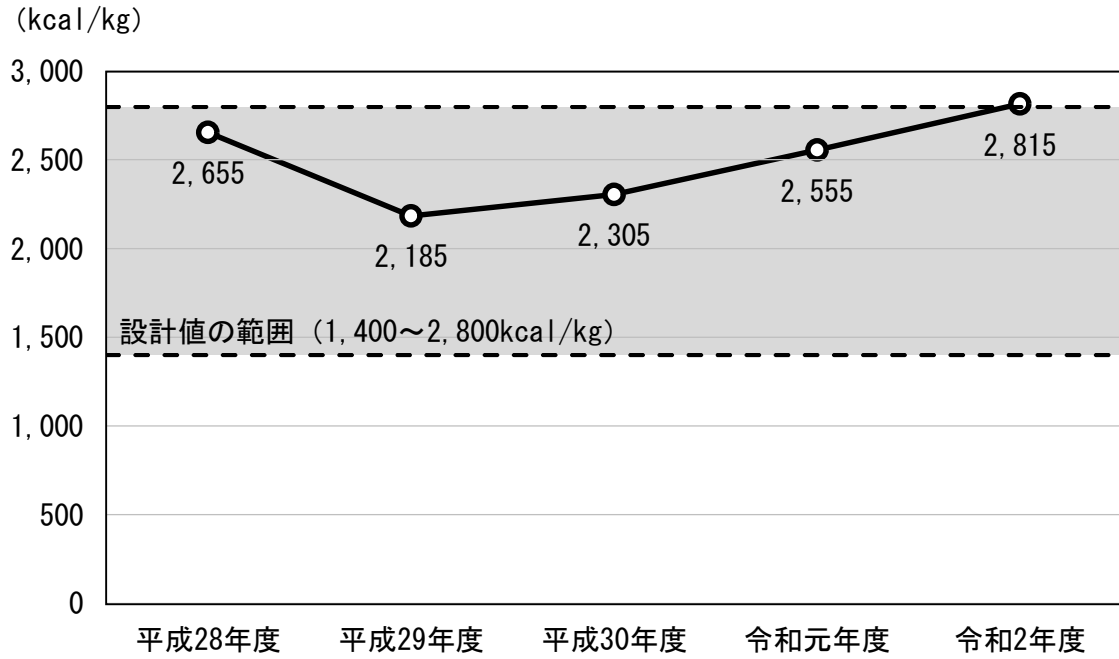
図 1-20 ごみ質分析結果（三成分）

**【コラム：低位発熱量】**

○低位発熱量とは…

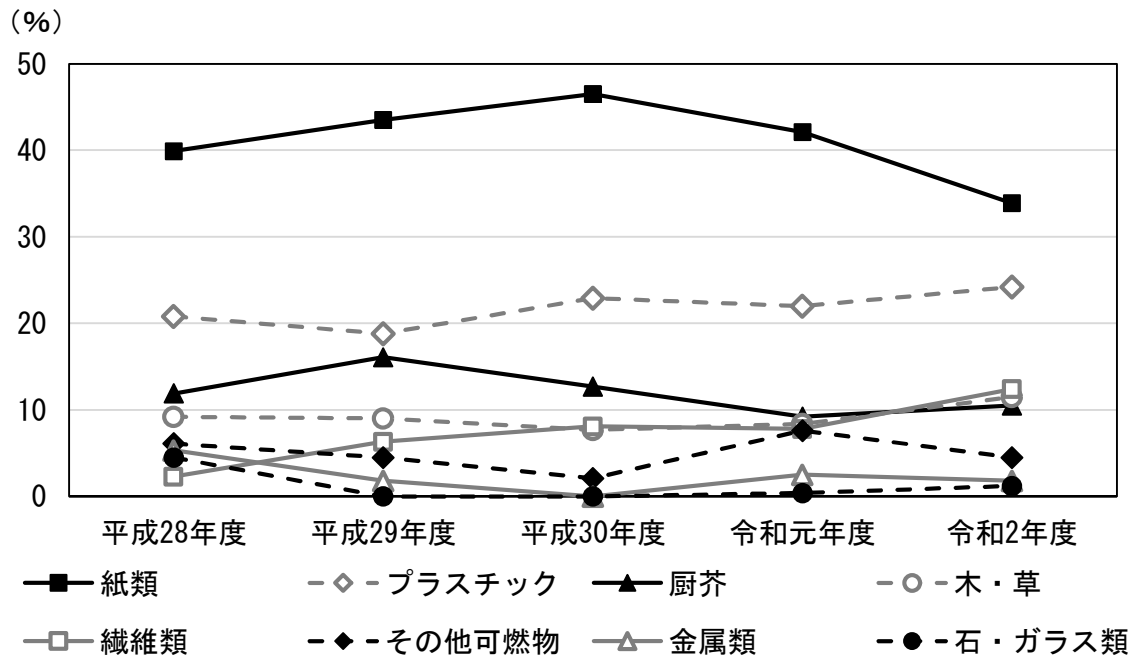
**燃えやすさの指標**のようなものであり、値が高ければ燃えやすく、低ければ燃えにくいと判断できます。

燃えやすければ良いというわけではなく、安定的・効率的な処理のためには、設計値の範囲内（1,400～2,800kcal/kg）に収まっていることが重要となります。



※資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

図 1-21 ごみ質分析結果（低位発熱量）



※資料：令和2年度事務報告書（柳泉園組合）

図 1-22 ごみ質分析結果（種類組成）



8 ごみ処理経費

(1) 本市におけるごみ処理経費

本市の財政におけるごみ処理経費は、衛生費の中の清掃費に包含されます。本市の清掃費、及び市民一人当たりの清掃費をそれぞれ表 1-29、表 1-30に示します。

一般会計に占める清掃費の割合は、令和元年度までは概ね4%前後で推移していましたが、令和2年度には新型コロナウイルスの影響で一般会計の歳出合計が大幅に増加したことから、2.9%となっています。清掃費の総額は平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度からは増加に転じています。

清掃事業には市民一人当たり約1万4千円を要しています。

表 1-29 決算額における清掃費の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一般会計 歳出	68,959,650	70,346,742	74,637,994	70,962,551	99,738,949	
清掃費	清掃総務費	343,729	315,529	255,861	229,918	219,434
	職員人件費	334,065	308,616	248,528	222,359	211,675
	廃棄物減量等 推進審議会費	2,800	4,460	4,554	4,758	5,085
	一般管理事務費	6,864	2,453	2,779	2,801	2,674
	塵芥処理費	2,603,783	2,608,836	2,439,979	2,549,836	2,640,955
	塵芥収集事業費	687,200	696,112	656,402	667,186	700,454
	リサイクル 推進事業費	590,979	617,769	621,731	708,431	799,165
	資源循環等 負担金	1,325,604	1,294,955	1,161,846	1,174,219	1,141,336
	し尿処理費 (し尿収集事業費)	1,956	1,947	1,938	1,952	2,047
	計	2,949,468	2,926,312	2,697,778	2,781,706	2,862,436
清掃費 対前年比	98.1%	99.2%	92.2%	103.1%	102.9%	
清掃費が一般会計に 占める割合	4.3%	4.2%	3.6%	3.9%	2.9%	

※資料：西東京市一般会計決算書

表 1-30 市民一人当たりの清掃費の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
清掃費	千円	2,949,468	2,926,312	2,697,778	2,781,706	2,862,436
人口	人	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907
市民一人 当たり清掃費	千円/人	14.77	14.57	13.35	13.59	13.90

※資料：西東京市一般会計決算書、住民基本台帳（10月1日現在、外国人人口含む）

（2）維持管理費

柳泉園組合所管の各施設の維持管理費を表 1-31 に示します。

柳泉園クリーンポートについては現在、経費の効率化及び適正化を目的として、民間事業者と、令和14年6月30日までの「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の契約を締結しています。

表 1-31 各施設の維持管理費の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
柳泉園クリーンポート	千円	1,512,410	1,503,301	1,305,388	1,328,349	1,348,330
不燃・粗大ごみ 処理施設	千円	219,193	189,903	201,815	188,251	196,223
リサイクルセンター	千円	123,328	129,474	127,124	123,684	126,251
し尿処理施設	千円	46,080	46,398	44,254	42,236	39,510
合計	千円	1,901,011	1,869,076	1,678,581	1,682,520	1,710,314

※施設建設費、議会費及び総務費は含みません。

※資料：柳泉園組合提供資料

（3）負担金

本市を含む組合構成市の柳泉園組合への負担金、及び本市の東京たま広域資源循環組合への負担金をそれぞれ表 1-32、表 1-33 に示します。

表 1-32 組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西東京市	千円	782,881	755,167	643,750	653,317	661,110
清瀬市	千円	343,772	329,556	246,258	245,386	234,285
東久留米市	千円	534,711	512,693	416,316	382,589	328,047
合計	千円	1,661,364	1,597,416	1,306,324	1,281,292	1,223,442

※資料：柳泉園組合提供資料

表 1-33 東京たま広域資源循環組合への負担金の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西東京市	千円	542,723	739,788	518,096	520,902	480,226

※資料：西東京市一般会計決算書

9 ごみ処理状況の評価

(1) 前回計画目標値との比較

「西東京市一般廃棄物処理基本計画」(平成29年3月)では、令和3年度を目標年度として目標値を設定しています。令和元年度、及び令和2年度までの達成状況を表1-34に示します。

令和元年度まで、ごみ量は目標達成に向けて減少傾向にありましたが、令和2年度には大幅に増加しました。目標達成のためには、家庭ごみ原単位は34g/人日、ごみ排出量は3,433t/年、ごみ・資源原単位は18g/人日の更なる減量が、また、資源化率は4.5%の更なる資源化が必要な状況にあります。

家庭ごみ原単位については、計画策定以降一貫して減少傾向にありましたが、令和元年度に新型コロナウイルスの影響を受けて増加に転じています。

ごみ排出量については、人口増加の影響を受けて減少傾向に歯止めがかかっていたことに加え、令和元年度には新型コロナウイルスの影響を受けて増加に転じています。

資源化率については、資源物の排出量が減少傾向にあるために低い値となっていますが、全国的に見ると高い水準で推移しています。また、焼却残さのエコセメント化や、民間活用による不燃残さの固形燃料(RPF)化(平成28年度まで)やガス化溶融(平成29年度から)による再生利用量等を含めると、ごみ・資源排出量の約4割が再生利用されています。(→p.48【コラム：資源化率】、p.51(3) 国・東京都・多摩地域の実績との比較 参照)

表 1-34 第3期計画目標値との比較

項目	単位	実績値		目標値	令和2年度 達成状況 ※5
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
家庭ごみ原単位 ※1	g/人日	361	381	347	+34
ごみ排出量 ※2	t/年	34,047	34,877	31,444	+3,433
ごみ・資源原単位 ※3	g/人日	539	569	551	+18
資源化率 ※4	%	32.2	32.6	37.1	-4.5

※1 家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ(行政回収)原単位

(持込ごみ原単位、資源量原単位を除く)

※2 ごみ排出量＝家庭系ごみ(行政回収)量＋持込ごみ量(資源量を除く)

※3 ごみ・資源原単位＝家庭系ごみ(行政回収)原単位＋資源(行政回収)原単位  
(持込ごみ原単位、資源(集団回収)原単位を除く)

※4 資源化率＝資源量÷ごみ総排出量

※5 達成状況の数値は、令和2年度実績値と目標値との差を表します。

【コラム：資源化率】

○資源化率とは…

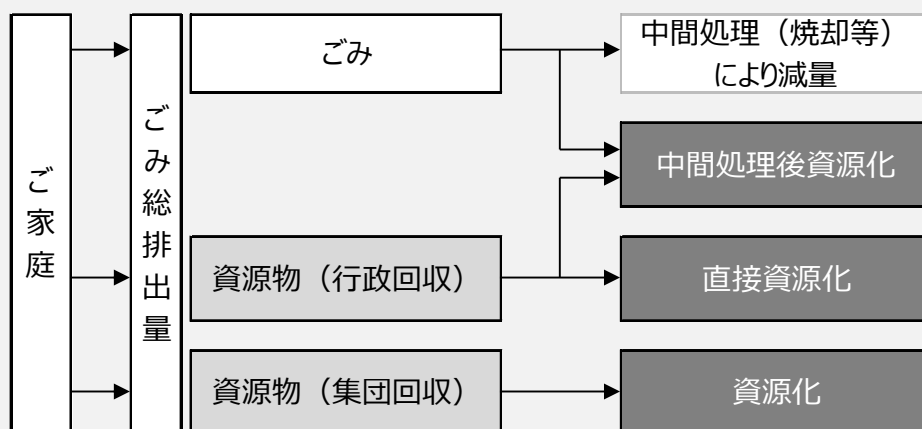
**家庭からごみとして排出される量のうち、資源の量の割合**のことです。再生利用率、リサイクル率、資源回収率とも呼ばれます。

ごみ処理の状況を見る上で重要な指標ですが、様々な定義があるため、比較をする際には、定義をしっかりと確認する必要があります。

○本市における資源化率とは…

本市では、ご家庭から排出されるごみを「ごみ」「資源物（行政回収、集団回収）」に区分しており、これらの合計を「ごみ総排出量」と呼んでいます（下図参照）。

本市における資源化率とは、この「**ごみ総排出量**」のうち、「**資源物（行政回収、集団回収）量**」（**淡灰で網掛けした部分**）の割合を意味しています。（→p.28 3 ごみ排出量の実績 参照）



○国や東京都の計画で用いられる再生利用率とは…

国や東京都の計画では、上図において、「**ごみ総排出量**」のうち、「**中間処理後資源化量**」「**直接資源化量**」「**集団回収量（＝資源化量）**」（**濃灰で網掛けした部分**）の割合を資源化率（再生利用率）という場合があります。

ご家庭から排出された資源物の量に加え、焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設等で処理した後に資源化された量も、資源化率に含めるという考え方です。

本市では各処理施設からの処理残さも資源化しています。そのため、この定義での本市の資源化率は、国や東京都の平均と比較して非常に高い値となっています。（→ p.51 (3) 国・東京都・多摩地域の実績との比較 参照）

(2) 類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。

総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づいた、本市の都市形態（都市）、人口区分（Ⅳ：15万人以上）、及び産業構造（3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上）と類似している、本市を含む全国の36自治体の平均値と比較した結果を表1-35及び図1-23に示します。（→【コラム：類似自治体】参照）

類似自治体の平均の指数値（100とする）を赤線、本市の実績の指数値を黒線にて表示しており、実績の指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均指数値と比較すると、本市の1人1日当たりごみ総排出量、資源回収率、及び最終処分率の実績指数値は100以上と優れており、本市ではごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制の取り組みの効果が高いと考えられます。

一方で、1人当たり年間処理経費、及び最終処分減量に要する費用の実績指数値は100を下回っており、ごみ処理経費がやや高い状況にあると考えられます。

【コラム：類似自治体】

○類似団体別市町村財政指数表における類型とは…

**総務省が地方財政の状況を把握するために毎年度行っている「地方財政状況調査」において、下図の指標により分類されたグループ<sup>①</sup>（類型）**です。

環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールでは、この分類を基に、「類似自治体」を設定しています。

指標		区分
都市形態		政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市（前述以外の都市）、町村
人口区分	都市	I（5万人未満）、II（5万～10万人）、III（10万～15万人）、IV（15万人以上）
	町村	I（5千人未満）、II（5千～1万人）、III（1万～1万5千人）、IV（1万5千～2万人）、V（2万人以上）
産業構造 <sup>※</sup>	都市	0（第二次・第三次95%未満、かつ第三次55%未満）、 1（同上、かつ第三次55%以上）、 2（第二次・第三次95%以上、かつ第三次65%未満）、 3（同上、かつ第三次65%以上）
	町村	0（第二次・第三次80%未満）、 1（第二次・第三次80%以上、かつ第三次55%未満）、 2（同上、かつ第三次55%以上）

※第二次：第二次産業就業人口、第三次：第三次産業就業人口

表 1-35 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

指標		36類似自治体の の平均値	西東京市	比較指数値
人口一人一日当たり ごみ総排出量	g/人・日	840	670	120.2
廃棄物からの 資源回収量 ※1	%	24.3	33.2	136.6
廃棄物のうち最終 処分される割合	%	5.1	0	200.0
人口一人当たり 年間処理経費	円/人・年	12,625	14,901	82.0
最終処分減量に 要する費用	円/t	39,711	50,990	71.6

※1 RDF・セメント原料化等は除く。

※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール  
（令和元年度実態調査結果）

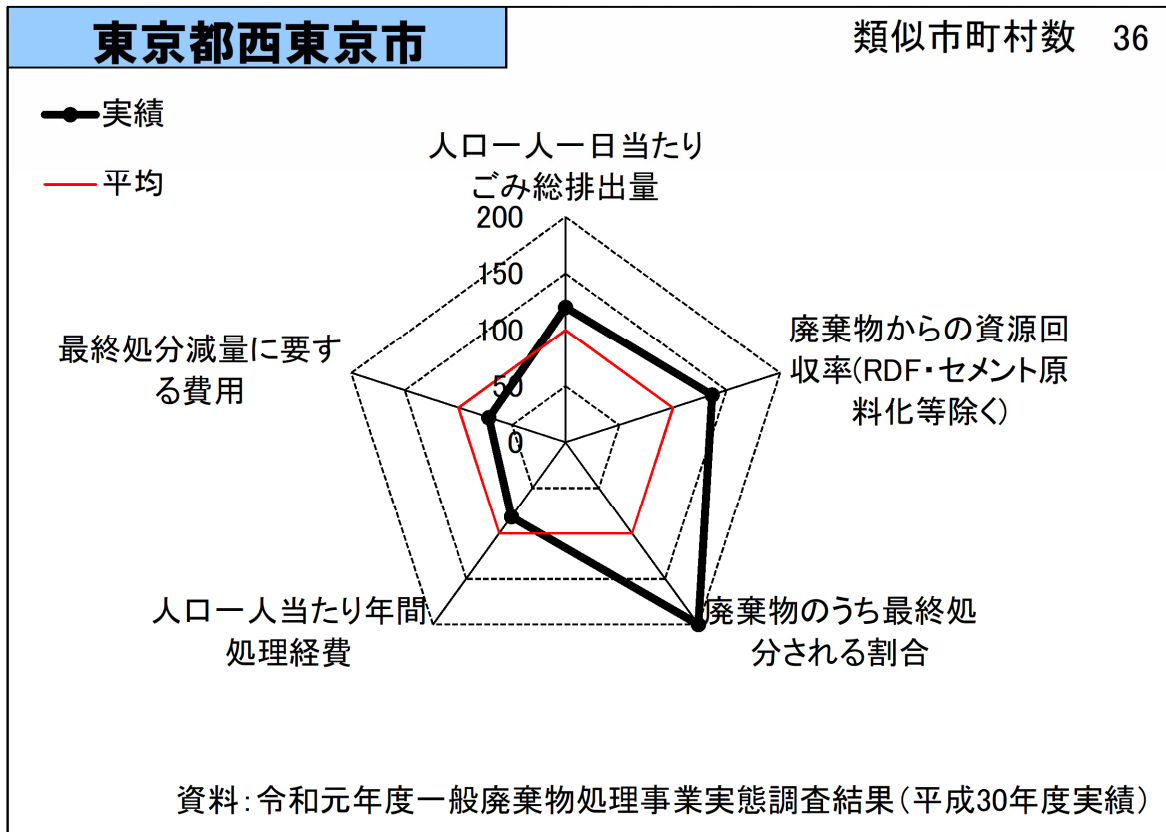


図 1-23 類似自治体との比較（令和元年度実態調査より）

(3) 国・東京都・多摩地域の実績との比較

本市と全国、東京都、及び多摩地域との、令和元年度のごみ排出・処理量実績の比較結果を表 1-36 及び表 1-37 に示します。1人1日当たりの総排出量や、1人1日当たりの家庭系ごみ、最終処分率は全国、東京都、及び多摩地域と比較して少なくなっており、また再生利用率は比較して高くなっていることから、本市のごみ排出・処理状況は、全ての項目において優れていると言えます。

(→p.48【コラム：資源化率】参照)

表 1-36 国・東京都・多摩地域との比較（令和元年度）

項目		全国 ※4	東京都 ※4	多摩地域 ※4	西東京市
1人1日当たりの 総排出量 ※1	g/人日	918	871	728	670
1人1日当たりの 家庭系ごみ量 ※2	g/人日	597	598	583	541
再生利用率 ※3	%	19.6	22.5	36.7	41.1
最終処分率	%	8.9	6.8	0.1	0.0

※1 総排出量＝ごみ排出量＋資源物排出量（集団回収を含む）

※2 家庭系ごみ＝家庭ごみ＋資源量（家庭系持込ごみ含む、集団回収を除く）

※3 再生利用率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）  
÷（ごみ処理量＋集団回収量）

※4 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）より

表 1-37 多摩地域（26市3町1村）の実績（令和元年度）（1/2）

市町村名	人口 (人)	人口一人一日 当たりごみ総排出量		廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	
		(g/人日)	順位	(%)	順位
八王子市	562,828	770	20	25.8	26
立川市	184,148	648	3	34.0	5
武蔵野市	146,847	800	23	32.5	8
三鷹市	188,432	693	10	31.8	10
青梅市	133,283	826	24	27.7	21
府中市	260,757	669	4	32.1	9
昭島市	113,347	755	17	29.7	16
調布市	236,880	708	13	35.4	4
町田市	429,058	768	19	24.8	28
小金井市	122,270	609	1	50.0	1
小平市	194,571	687	8	29.9	15
日野市	186,285	646	2	26.5	24
東村山市	151,024	687	8	35.6	3
国分寺市	124,962	695	11	43.0	2
国立市	76,269	744	15	28.5	20
福生市	57,701	775	21	28.7	18
狛江市	83,219	678	7	28.7	18
東大和市	85,277	674	6	26.6	23
清瀬市	74,633	702	12	27.4	22
東久留米市	116,952	750	16	31.1	11
武蔵村山市	72,417	785	22	22.9	29
多摩市	148,865	766	18	25.9	25
稲城市	91,339	713	14	22.6	30
羽村市	55,519	837	25	29.2	17
あきる野市	80,686	850	26	33.2	6
<b>西東京市</b>	<b>204,658</b>	<b>670</b>	<b>5</b>	<b>33.2</b>	<b>6</b>
瑞穂町	32,908	961	28	25.1	27
日の出町	16,746	885	27	30.4	14
檜原村	2,160	1,053	30	30.9	13
奥多摩町	5,088	995	29	31.0	12
全体 ※1	4,239,129	728	-	30.5	-
最小値	2,160	609	-	22.6	-
最大値	562,828	1,053	-	50.0	-

※1 人口は合計値、人口一人一日当たりごみ総排出量は多摩地域全体の値、  
それ以外は平均値を表します。

※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実態調査結果）



表 1-37 多摩地域（26市3町1村）の実績（令和元年度）（2/2）

市町村名	廃棄物のうち 最終処分される割合		人口一人当たり 年間処理経費		最終処分減量に 要する費用	
	(%)	順位	(円/人年)	順位	(円/t)	順位
八王子市	0.0	1	14,978	12	45,443	9
立川市	0.0	1	16,601	18	60,739	26
武蔵野市	0.0	1	18,919	26	57,266	22
三鷹市	0.0	1	11,336	1	37,883	1
青梅市	0.0	1	18,880	25	55,221	19
府中市	0.0	1	13,392	6	47,768	11
昭島市	0.0	1	18,820	24	56,147	20
調布市	0.0	1	11,954	3	39,332	2
町田市	0.0	1	14,187	8	42,536	5
小金井市	0.2	26	18,635	23	75,989	28
小平市	0.1	25	16,551	17	57,266	22
日野市	0.0	1	11,412	2	39,404	3
東村山市	0.0	1	16,702	19	58,223	25
国分寺市	0.0	1	19,283	27	64,611	27
国立市	0.0	1	15,437	13	48,728	13
福生市	0.0	1	18,200	22	56,412	21
狛江市	0.0	1	12,552	4	43,922	7
東大和市	0.0	1	14,836	10	50,944	16
清瀬市	0.0	1	13,780	7	42,851	6
東久留米市	0.0	1	16,484	16	50,619	15
武蔵村山市	0.0	1	16,216	15	47,984	12
多摩市	0.0	1	15,520	14	47,189	10
稲城市	0.0	1	12,722	5	42,454	4
羽村市	0.0	1	17,556	20	49,717	14
あきる野市	4.4	27	14,283	9	45,383	8
<b>西東京市</b>	0.0	1	14,901	11	50,990	17
瑞穂町	0.0	1	23,261	28	58,054	24
日の出町	4.5	29	18,019	21	54,739	18
檜原村	4.5	29	34,489	30	88,497	30
奥多摩町	4.4	27	30,932	29	84,682	29
全体 ※1	0.6	-	17,028	-	53,366	-
最小値	0.0	-	11,336	-	37,883	-
最大値	4.5	-	34,489	-	88,497	-

## 第4節 ごみ処理に関する課題

### 1 排出抑制・減量化に関する課題

本市のごみ・資源排出原単位は全国的に見ると低い状況にあります。しかし、ごみ・資源排出量は近年横ばい傾向にあり、令和3年度のごみ排出量の目標値に対しては3,433t多くなっています。そのため、今後も引き続きごみの排出抑制・減量化に向けて努力する必要があります。

#### (1) 家庭系ごみ減量化の推進

家庭系ごみ排出量は平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受けて、特に可燃ごみや粗大ごみの排出量が増加しています。(→p.28 3 ごみ排出量の実績 参照)

新型コロナウイルス感染症が収束した後も、アフターコロナの生活様式に合わせたごみ排出抑制・減量化対策等を検討する必要があります。

また、可燃ごみの減量化については、ごみ中に食品ロスの混入が見られることや、生ごみの水切りや食品廃棄物の削減が有効であることから、食品ロス削減対策の普及啓発を促進する必要があります。

#### (2) 事業系ごみ減量化の推進

事業系ごみの排出量は令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受けて減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の収束後には再び増加することが想定されます。そのため、今後も引き続き、事業所への指導の徹底、減量化に向けた取り組みの推進が必要となります。(→p.28 3 ごみ排出量の実績 参照)

### 2 資源化に関する課題

資源化量等に関しては、平成25年度以降、ごみの減量に伴い、行政回収、集団回収ともに減少傾向となっており、令和2年度の資源化率は令和3年度の目標値に対して4.5%低くなっています。また、ごみ質の分析結果によると、可燃ごみ、不燃ごみのいずれにおいても資源物の混入が多くなっています。今後も引き続き、資源物の分別徹底等、資源化を推進していく必要があります。(→p.32 4 資源化・減量化の実績、p.39 7 ごみ質の分析 参照)

また、プラスチック資源の循環を促進するため、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。これらの中で、これまで可燃ごみや不燃ごみに分類されていることの多かったプラスチック製品を資源化したり、使い捨てのプラスチックスプーン、フォーク、ストロー等の有料化や回収を推進すること等が検討されています。今後、国の具体的な方針が定まり次第、プラスチックごみの収集、処理方法について検討する必要があります。(→p.13 (2) 国の動向 参照)

### 3 収集運搬に関する課題

本市では、運搬ルート最適化のための車載タブレット機器の導入や低公害車の導入等により、ごみの効率的かつ環境にやさしい収集運搬を行っています。今後も引き続き、この収集運搬体制を維持していく必要があります。

また、委託事業者が、現状の収集体制を維持できる仕組みを検討する必要があります。

### 4 処理・処分に関する課題

本市のごみ処理システムは、処理後の資源回収率や最終処分量等において、全国的にも優れています。今後もこの処理状況を維持していくためには、時代の変遷に対応して、適宜処理システムを見直していく必要があります。

#### (1) 安定処理の継続

本市、清瀬市、東久留米市の3市による共同処理、焼却残さのエコセメント化、民間活用による不燃残さのガス化溶融による資源化等により、安全で安定した処理を継続していく必要があります。

また、ごみ質の分析結果によると、低位発熱量がやや高い傾向にあることから、ごみのカロリーを低減し、施設の安定稼働に寄与するため、カロリーの高いプラスチック等の分別促進を図る必要があります。(→p.39 7 ごみ質の分析 参照)

#### (2) 小型家電の回収方法の検討

本市では様々な電化製品を小型家電として戸別収集し、資源化をしていますが、近年では逆有償となり、財政負担が大きくなっています。財政負担を軽減し、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、回収方法や回収対象品目について、見直しをする必要があります。(→p.56【コラム：資源物の価格】参照)

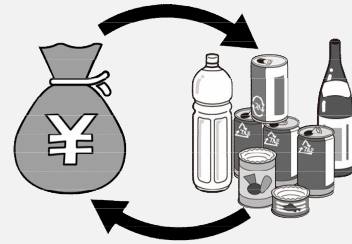
#### (3) 小型充電式電池・スプレー缶の排出方法の検討

充電式電池（ニッカド、ニッケル水素、リチウムイオン）やスプレー缶が不燃ごみやプラスチック容器包装類に混入し、収集車内や処理施設において火災が発生する事例が多発しています。市民への適切な排出方法の周知や手選別の徹底等の対策を推進していく必要があります。(→p.56【コラム：ごみによる火災・爆発】参照)

【コラム：資源物の価格】

○逆有償とは…

ごみとして排出された資源物や、ごみ処理の過程でできた資源物は、本市や柳泉園組合（以下、「市」と言います。）が資源再生業者に引き渡して資源化をします。



資源物のうち、小型家電に含まれるレアメタルや焼却施設から排出される鉄やアルミ等、資源としての価値が高いもの（有価物）は、資源再生業者が市から買い取って資源化します。つまり、市が資源物を資源再生業者に有償で売却していることとなります。

一方で**逆有償とは、たとえ資源物であっても、量が少なかったり価値がそれほど高くない場合に、資源再生業者の運搬費等の方が高くなってしまい、市がお金を払って資源再生業者に資源化してもらう状態のことを指します。**

財政負担を軽減するためには、価値の高い資源物を適正に分別し、資源化していく必要があります。

【コラム：ごみによる火災・爆発】

○充電式電池やスプレー缶による火災とは…

スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコンや、これらを充電するためのモバイルバッテリー等の多くに用いられている充電式電池は押しつぶされたりすることで、瞬間的に大きな電流が流れるとともに激しく発熱し、火災や爆発に繋がる危険性があります。

また、整髪剤、消臭剤、殺虫剤や、ガスコンロの燃料等のスプレー缶には可燃性ガスが含まれていることから、ほんのわずかな火花であっても引火すると爆発に繋がります。

これらの**充電式電池やスプレー缶が他のごみと一緒に排出されると、収集車内や処理施設でごみを攪拌、圧縮、破碎する過程において、火災や爆発を引き起こす可能性があります。また、火災や爆発の状況によっては人命に関わる場合もあります。**



安全・安心な処理のために、充電式電池やスプレー缶の、適切な排出にご協力をお願いいたします。

## 第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

### 1 現状施策を継続した場合のごみ量推計（現状推計）

現状施策を継続した場合の将来ごみ量においては、過去10年間（平成23年度～令和2年度）のごみ排出量実績値を基に推計を行います。

令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により、特に可燃ごみや粗大ごみの排出が増加するなど、これまでとは異なる傾向にあります。ただし、これらの影響はすぐに収まるわけではなく、また、生活様式が変化することも想定されることから、令和2年度実績も含めて推計を行います。

現状施策を継続した場合のごみ排出量、ごみ排出量原単位、ごみ処理量、及び資源化の推計結果を表1-38～表1-41に示します。

表 1-38 ごみ排出量の推計結果（現状推計）（1/2）

項目		実績値										推計値		
区分／年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,767	50,738
ごみ量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	34,301	34,326
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,264	27,201	27,217
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,394	23,324	23,323
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,537	3,536	3,545
有害ごみ・危険物	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543	277	285	292
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	7,091	7,100	7,109
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,950	6,954	6,958
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37	36	36	37
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135	105	110	114
資源量	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865	16,570	16,466	16,412
行政回収	t/年	13,162	13,415	14,152	14,002	13,949	13,605	13,549	13,441	13,297	14,096	13,775	13,744	13,753
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,759	1,743	1,731
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565	526	523	522
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789	750	759	770
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,618	6,600
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,657	2,680
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490	436	437	440
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28	46	44	43
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224	310	309	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	34,301	34,326
② ごみ総排出量 ※2	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,767	50,738

※1 ごみ排出量＝家庭系ごみ(行政回収)量＋持込ごみ量（資源量を除く）

※2 ごみ総排出量＝家庭系ごみ(行政回収)量＋持込ごみ量＋資源量

表 1-38 ごみ排出量の推計結果（現状推計）（2/2）

項目		推計値												
区分／年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
総排出量	t/年	50,474	50,338	50,172	50,131	49,858	49,708	49,557	49,494	49,203	49,031	48,862	48,809	48,482
ごみ量	t/年	34,202	34,156	34,089	34,099	33,963	33,902	33,841	33,833	33,680	33,601	33,523	33,519	33,341
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	27,085	27,033	26,960	26,963	26,823	26,757	26,691	26,679	26,522	26,439	26,358	26,350	26,169
可燃ごみ	t/年	23,199	23,142	23,068	23,060	22,929	22,863	22,799	22,779	22,637	22,558	22,481	22,468	22,307
不燃ごみ	t/年	3,533	3,532	3,528	3,534	3,520	3,516	3,511	3,514	3,497	3,490	3,483	3,485	3,465
有害ごみ・危険物	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55
粗大ごみ	t/年	297	303	308	313	318	322	325	330	332	335	338	341	342
持込ごみ	t/年	7,117	7,123	7,129	7,136	7,140	7,145	7,150	7,154	7,158	7,162	7,165	7,169	7,172
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,961	6,963	6,966	6,968	6,970	6,971	6,973	6,974	6,975	6,976	6,977	6,978	6,979
不燃ごみ	t/年	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44
粗大ごみ	t/年	118	121	124	128	130	133	136	138	141	143	145	147	149
資源量	t/年	16,272	16,182	16,083	16,032	15,895	15,806	15,716	15,661	15,523	15,430	15,339	15,290	15,141
行政回収	t/年	13,688	13,662	13,627	13,631	13,560	13,528	13,496	13,492	13,414	13,375	13,336	13,332	13,240
びん類	t/年	1,711	1,695	1,679	1,668	1,648	1,634	1,619	1,608	1,588	1,573	1,559	1,548	1,528
缶類	t/年	518	516	513	513	509	506	504	503	499	498	495	494	490
ペットボトル	t/年	776	784	792	801	806	812	818	826	828	834	839	845	847
古紙・古布類	t/年	6,549	6,517	6,483	6,467	6,418	6,388	6,359	6,343	6,294	6,263	6,233	6,221	6,168
プラスチック容器包装類	t/年	2,687	2,702	2,713	2,732	2,735	2,745	2,754	2,769	2,768	2,774	2,780	2,794	2,788
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	t/年	439	440	440	442	441	441	442	442	441	440	440	440	437
非鉄類	t/年	41	39	38	36	34	34	32	31	29	28	27	26	25
小型家電	t/年	307	306	305	304	303	301	300	300	298	296	295	295	292
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581
一次処理・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	34,202	34,156	34,089	34,099	33,963	33,902	33,841	33,833	33,680	33,601	33,523	33,519	33,341
② ごみ総排出量 ※2	t/年	50,474	50,338	50,172	50,131	49,858	49,708	49,557	49,494	49,203	49,031	48,862	48,809	48,482





表 1-39 ごみ排出量原単位の推計結果（現状推計）（2/2）

項目		推計値													
区分/年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
人口（各年度10月1日時点）	人	205,823	205,802	205,588	205,375	205,161	204,948	204,734	204,336	203,938	203,541	203,143	202,745	202,116	
総排出量原単位	g/人日	672	670	669	667	666	664	663	662	661	660	659	658	657	
ごみ量原単位	g/人日	455	455	454	454	454	453	453	452	452	452	452	452	452	
家庭系ごみ（行政回収）	g/人日	361	360	359	359	358	358	357	357	356	356	355	355	355	
可燃ごみ	g/人日	309	308	307	307	306	306	305	305	304	304	303	303	302	
不燃ごみ	g/人日	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	
有害ごみ・危険物	g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
粗大ごみ	g/人日	4.0	4.0	4.1	4.2	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	
持込ごみ	g/人日	95	95	95	95	95	96	96	96	96	96	97	97	97	
可燃ごみ（事業系ごみ）	g/人日	93	93	93	93	93	93	93	93	94	94	94	94	95	
不燃ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
粗大ごみ	g/人日	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	
資源量原単位	g/人日	217	215	214	213	212	211	210	209	209	208	207	206	205	
行政回収	g/人日	182	182	182	181	181	181	181	180	180	180	180	180	179	
びん類	g/人日	23	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	
缶類	g/人日	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	
ペットボトル	g/人日	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	10.9	11.0	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	
古紙・古布類	g/人日	87	87	86	86	86	85	85	85	85	84	84	84	84	
プラスチック容器包装類	g/人日	36	36	36	36	37	37	37	37	37	37	37	38	38	
硬質プラスチック	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類	g/人日	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	
非鉄類	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
小型家電	g/人日	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
せん定枝	g/人日	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	
一次処理・生ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
集団回収	g/人日	34	34	33	32	31	30	30	29	28	28	27	26	26	
紙類	g/人日	30	29	28	27	26	26	25	24	23	23	22	21	21	
布類	g/人日	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	

■指標

③ ごみ・資源原単位 ※1	g/人日	543	542	541	540	539	539	538	537	537	536	535	535	534
④ ごみ総排出量原単位 ※2	g/人日	672	670	669	667	666	664	663	662	661	660	659	658	657
⑤ 家庭ごみ原単位 ※3	g/人日	361	360	359	359	358	358	357	357	356	356	355	355	355
⑥ 家庭系ごみ原単位 ※4	g/人日	363	362	361	361	360	360	360	359	359	358	358	358	357

表 1-40 ごみ処理量の推計結果（現状推計）（1/2）

項目		実績値										推計値			
区分／年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
焼却処理施設		t/年	33,495	33,568	33,712	33,648	33,037	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896	33,507	33,450	33,470
処理量	t/年	30,389	30,666	30,893	30,915	30,222	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230	30,344	30,278	30,281	
	家庭系・可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,394	23,324	23,323
	事業系・可燃ごみ	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,950	6,954	6,958
選別残さ		t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,172	3,189
処理内訳	不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,172	3,189
	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,211	4,205	4,207
	エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,068	4,070
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140	137	137	137	
不燃・粗大ごみ処理施設		t/年	3,801	3,710	3,674	3,621	3,698	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603	3,971	3,983	4,004
処理量	t/年	3,749	3,655	3,621	3,575	3,650	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586	3,955	3,967	3,988	
	家庭系(行政回収) ・不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,537	3,536	3,545
	家庭系(行政回収) ・粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543	277	285	292
	家庭系(持込) ・不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37	36	36	37
	家庭系(持込) ・粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135	105	110	114
選別残さ		t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16
処理内訳	リサイクルセンター 不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16
	可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,172	3,189
	資源化	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805	694	697	701
	回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355	306	307	309
	固形燃料化 /ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450	388	390	392
リサイクルセンター		t/年	3,120	3,037	3,058	3,079	3,004	2,953	2,947	2,994	2,954	3,206	3,035	3,025	3,023
びん類		t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,759	1,743	1,731
缶類		t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565	526	523	522
ペットボトル		t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789	750	759	770
処理内訳	不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16
	資源化	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,708	2,699	2,697
	ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,472	1,467	1,466
	金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540	511	509	509
	ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766	725	723	722
保管施設		t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
有害ごみ		t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
処理内訳	資源化	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
	有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57

■指標

⑦ 最終処分率 ※1	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 焼却残さ量 ※2	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,068	4,070	
⑨ 最終処分する不燃残さ量 ※3	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 最終処分率：埋立処分量が0tのため、0%

※2 焼却残さ量＝エコセメント化量

※3 不燃残さ量：不燃残さは全て資源化しているため、0t

表 1-40 ごみ処理量の推計結果（現状推計）（2/2）

項目		推計値													
区分／年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却処理施設		t/年	33,347	33,299	33,232	33,238	33,104	33,042	32,981	32,970	32,819	32,740	32,663	32,657	32,484
処理量	t/年	30,160	30,105	30,034	30,028	29,899	29,834	29,772	29,753	29,612	29,534	29,458	29,446	29,286	
	家庭系・可燃ごみ	t/年	23,199	23,142	23,068	23,060	22,929	22,863	22,799	22,779	22,637	22,558	22,481	22,468	22,307
	事業系・可燃ごみ	t/年	6,961	6,963	6,966	6,968	6,970	6,971	6,973	6,974	6,975	6,976	6,977	6,978	6,979
選別残さ		t/年	3,187	3,194	3,198	3,210	3,205	3,208	3,209	3,217	3,207	3,206	3,205	3,211	3,198
処理内訳	不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	t/年	3,187	3,194	3,198	3,210	3,205	3,208	3,209	3,217	3,207	3,206	3,205	3,211	3,198
	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化	t/年	4,192	4,186	4,177	4,178	4,161	4,153	4,145	4,144	4,126	4,115	4,106	4,105	4,083
	エコセメント化	t/年	4,055	4,049	4,041	4,042	4,025	4,018	4,010	4,009	3,991	3,981	3,972	3,971	3,950
鉄分残さ	t/年	137	137	136	136	136	135	135	135	135	134	134	134	133	
不燃・粗大ごみ処理施設		t/年	4,002	4,011	4,015	4,031	4,024	4,028	4,029	4,040	4,027	4,026	4,024	4,032	4,015
処理量	t/年	3,986	3,995	3,999	4,015	4,008	4,012	4,013	4,024	4,012	4,011	4,009	4,017	4,000	
	家庭系(行政回収) ・不燃ごみ	t/年	3,533	3,532	3,528	3,534	3,520	3,516	3,511	3,514	3,497	3,490	3,483	3,485	3,465
	家庭系(行政回収) ・粗大ごみ	t/年	297	303	308	313	318	322	325	330	332	335	338	341	342
	家庭系(持込) ・不燃ごみ	t/年	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44
	家庭系(持込) ・粗大ごみ	t/年	118	121	124	128	130	133	136	138	141	143	145	147	149
選別残さ		t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	
処理内訳	リサイクルセンター 不燃残さ(夾雑物)	t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	
	可燃残さ	t/年	3,187	3,194	3,198	3,210	3,205	3,208	3,209	3,217	3,207	3,206	3,205	3,211	3,198
	資源化	t/年	700	701	703	705	704	705	705	706	704	704	704	705	703
	回収鉄類	t/年	309	309	310	311	310	311	311	311	310	310	310	311	310
	固形燃料化 /ガス化溶融	t/年	391	392	393	394	394	394	394	395	394	394	394	394	393
リサイクルセンター		t/年	3,005	2,995	2,984	2,982	2,963	2,952	2,941	2,937	2,915	2,905	2,893	2,887	2,865
びん類		t/年	1,711	1,695	1,679	1,668	1,648	1,634	1,619	1,608	1,588	1,573	1,559	1,548	1,528
缶類		t/年	518	516	513	513	509	506	504	503	499	498	495	494	490
ペットボトル		t/年	776	784	792	801	806	812	818	826	828	834	839	845	847
処理内訳	不燃残さ(夾雑物)	t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	
	資源化	t/年	2,681	2,673	2,663	2,660	2,644	2,634	2,624	2,621	2,601	2,592	2,581	2,576	2,556
	ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,457	1,453	1,447	1,446	1,437	1,432	1,426	1,424	1,414	1,409	1,403	1,400	1,390
	金属類	t/年	506	504	503	502	499	497	495	495	491	489	487	486	482
	ペットボトル	t/年	718	716	713	712	708	705	703	702	696	694	691	690	684
保管施設		t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
有害ごみ		t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
処理内訳	資源化	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
	有害ごみ	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	

■指標

⑦ 最終処分率 ※1	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 焼却残さ量 ※2	t/年	4,055	4,049	4,041	4,042	4,025	4,018	4,010	4,009	3,991	3,981	3,972	3,971	3,950
⑨ 最終処分する不燃残さ量 ※3	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1-4-1 資源化量の推計結果（現状推計）（1/2）

区分／年度	単位	実績値										推計値		
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
資源化量	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587	21,148	21,042	20,994
直接資源化	t/年	10,042	10,378	11,094	10,923	10,945	10,652	10,602	10,447	10,343	10,890	10,740	10,719	10,730
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,618	6,600
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,657	2,680
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490	436	437	440
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28	46	44	43
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224	310	309	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
中間処理後資源化	t/年	7,805	7,928	7,799	7,782	7,591	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,613	7,601	7,605
焼却処理施設	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,211	4,205	4,207
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,068	4,070
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140	137	137	137
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805	694	697	701
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355	306	307	309
固形燃料化 /ガス化熔融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450	388	390	392
リサイクルセンター	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,708	2,699	2,697
ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,472	1,467	1,466
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540	511	509	509
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766	725	723	722
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

ごみ総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,767	50,738
資源化量 ※1	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865	16,570	16,466	16,412
⑩ 資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.4	32.3
再生利用量 ※2	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587	21,148	21,042	20,994
⑪ 再生利用率	%	42.1	42.6	42.8	42.5	42.7	42.4	42.2	41.6	41.1	41.7	41.5	41.4	41.4

※1 資源化量＝資源物排出量

※2 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

表 1-4-1 資源化量の推計結果（現状推計）（2/2）

区分／年度	単位	推計値												
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
資源化量	t/年	20,840	20,747	20,642	20,593	20,441	20,346	20,249	20,195	20,039	19,936	19,837	19,789	19,618
直接資源化	t/年	10,683	10,667	10,643	10,649	10,597	10,576	10,555	10,555	10,499	10,470	10,443	10,445	10,375
古紙・古布類	t/年	6,549	6,517	6,483	6,467	6,418	6,388	6,359	6,343	6,294	6,263	6,233	6,221	6,168
プラスチック容器包装類	t/年	2,687	2,702	2,713	2,732	2,735	2,745	2,754	2,769	2,768	2,774	2,780	2,794	2,788
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	t/年	439	440	440	442	441	441	442	442	441	440	440	440	437
非鉄類	t/年	41	39	38	36	34	34	32	31	29	28	27	26	25
小型家電	t/年	307	306	305	304	303	301	300	300	298	296	295	295	292
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581
一次処理・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35
中間処理後資源化	t/年	7,573	7,560	7,543	7,543	7,509	7,492	7,474	7,471	7,431	7,411	7,391	7,386	7,342
焼却処理施設	t/年	4,192	4,186	4,177	4,178	4,161	4,153	4,145	4,144	4,126	4,115	4,106	4,105	4,083
エコセメント化	t/年	4,055	4,049	4,041	4,042	4,025	4,018	4,010	4,009	3,991	3,981	3,972	3,971	3,950
鉄分残さ	t/年	137	137	136	136	136	135	135	135	135	134	134	134	133
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	700	701	703	705	704	705	705	706	704	704	704	705	703
回収鉄類	t/年	309	309	310	311	310	311	311	311	310	310	310	311	310
固形燃料化 /ガス化熔融	t/年	391	392	393	394	394	394	394	395	394	394	394	394	393
リサイクルセンター	t/年	2,681	2,673	2,663	2,660	2,644	2,634	2,624	2,621	2,601	2,592	2,581	2,576	2,556
ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,457	1,453	1,447	1,446	1,437	1,432	1,426	1,424	1,414	1,409	1,403	1,400	1,390
金属類	t/年	506	504	503	502	499	497	495	495	491	489	487	486	482
ペットボトル	t/年	718	716	713	712	708	705	703	702	696	694	691	690	684
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369

■指標

ごみ総排出量	t/年	50,474	50,338	50,172	50,131	49,858	49,708	49,557	49,494	49,203	49,031	48,862	48,809	48,482
資源化量 ※1	t/年	16,272	16,182	16,083	16,032	15,895	15,806	15,716	15,661	15,523	15,430	15,339	15,290	15,141
⑩ 資源化率	%	32.2	32.1	32.1	32.0	31.9	31.8	31.7	31.6	31.5	31.5	31.4	31.3	31.2
再生利用量 ※2	t/年	20,840	20,747	20,642	20,593	20,441	20,346	20,249	20,195	20,039	19,936	19,837	19,789	19,618
⑪ 再生利用率	%	41.3	41.2	41.1	41.1	41.0	40.9	40.9	40.8	40.7	40.7	40.6	40.5	40.5

## 2 目標の設定

### (1) 前回計画の目標

本市の前回計画では、令和3年度を目標年度として目標を設定しています。令和3年度の、現状施策を継続した場合のごみ量推計値における達成の見通しを表1-42に示します。

ごみ・資源原単位については目標を達成しますが、家庭ごみ原単位は16g/人日、ごみ排出量は2,911t/年の更なる減量が、また資源化率は、4.6%の更なる資源化が必要な状況にあります。

表 1-42 前回計画目標値の達成の見通し

指標 No. ※5	項目	単位	令和3年度		達成状況 ※6
			推計値	前回計画 目標値	
⑤	家庭ごみ原単位 ※1	g/人日	363	347	+16
①	ごみ排出量 ※2	t/年	34,355	31,444	+2,911
③	ごみ・資源原単位 ※3	g/人日	546	551	達成
⑩	資源化率 ※4	%	32.5	37.1	-4.6

※1 家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位

（持込ごみ原単位、資源量原単位を除く）

※2 ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量（資源量を除く）

※3 ごみ・資源原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位＋資源（行政回収）原単位  
（持込ごみ原単位、資源（集団回収）原単位を除く）

※4 資源化率＝資源量÷（ごみ排出量＋資源量）

※5 指標No. は、推計結果の表における指標の番号を表します。

※6 網掛けは、目標を達成していることを表します。

## (2) 国、都、関係団体の目標

減量化、資源化等の目標の設定に当たっては、国や都、関係団体の目標に配慮する必要があります。

国では、平成28年1月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本的な方針」という。）や、平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、世界的な状況の変化に対応し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換をさらに推進するため、廃棄物の減量化・資源化の目標を示しています。

東京都では、令和3年9月に策定された「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」を柱とし、3Rの取り組みをさらに推し進め、大きな社会変革を的確に捉えながら、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、その実現に向けた目標を示しています。

また、東京たま広域資源循環組合では、令和2年10月に策定された「第6次廃棄物減容（量）化基本計画」において、最終処分場である二ツ塚処分場の延命化を目的とし、焼却残さと不燃残さの搬入量の減量化目標を設定しています。

これらの計画の目標を表1-43に示します。

表 1-43 国、都、関係団体の廃棄物処理の目標

A 基本的な方針（国）

指標No. ※1	項目	令和2年度目標値
②	ごみ総排出量 ※2	平成24年度比で約12%削減
⑪	再生利用率 ※3	約27%
—	最終処分量	平成24年度比で約14%削減
⑥	家庭系ごみ原単位 ※4	500g/人日

B 第四次循環型社会形成推進基本計画（国）

指標No. ※1	項目	令和7年度目標値
④	ごみ総排出量原単位 ※2	約850g/人日
⑥	家庭系ごみ原単位 ※4	約440g/人日

C 東京都資源循環・廃棄物処理計画（東京都）

指標No. ※1	項目	令和7年度目標値	令和12年度
②	ごみ総排出量原単位 ※2	850g/人日 (東京都で440万t/年)	796g/人日 (東京都で410万t/年)
⑪	再生利用率 ※3	31%	37%
⑦	最終処分率	5.2% (東京都で23万t/年)	4.6% (東京都で19万t/年)

D 第6次廃棄物減容（量）化基本計画（東京たま広域資源循環組合）

指標No. ※1	項目	令和7年度目標値
⑧	焼却残さ量	令和元年度比で約6%削減
⑨	不燃残さ量	搬入ゼロを継続

※1 指標No. は、推計結果の表における指標の番号を表します。

※2 ごみ総排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量＋資源量

※3 再生利用率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）

÷ごみ総排出量

※4 家庭系ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位

＋持込ごみ（家庭系）原単位



第1章 第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

A「基本的な方針」は令和2年度を目標年度としており、それ以降、新たな目標は設定されていないことから、本計画における目標値としての採用は困難です。したがって、本計画においては、B「第四次循環型社会形成推進基本計画」、C「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、及びD「第6次廃棄物減容（量）化基本計画」を参考として、目標を設定します。

現状施策を継続した場合のごみ量推計値における、B、C、Dそれぞれの目標の達成の見通しを表1-44に示します。

B「第四次循環型社会形成推進基本計画」、C「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、及びD「第6次廃棄物減容（量）化基本計画」の不燃残さ量については目標を達成しています。一方、D「第6次廃棄物減容（量）化基本計画」の焼却残さ量については、更なる減量が必要な状況にあります。

表 1-44 国、都、関係団体目標値の達成の見通し

指標 No. ※8	項目	目標値				本市の推計値 ※9	
		B	C		D	令和 7年度	令和 12年度
		令和 7年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 7年度		
④	ごみ総排出量原単位 ※1,2	850 g/人日	850 g/人日	796 g/人日	—	670 g/人日	663 g/人日
⑥	家庭系ごみ原単位 ※3	440 g/人日	—	—	—	362 g/人日	—
⑪	再生利用率 ※4	—	31%	37%	—	41.2%	40.9%
⑦	最終処分率 ※5	—	5.2%	4.6%	—	0.0%	0.0%
⑧	焼却残さ量 ※6,7	—	—	—	3,739 t/年	4,049 t/年	—
⑨	不燃残さ量	—	—	—	0 t	0 t	—

- ※1 ごみ総排出量原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量原単位  
＋持込ごみ原単位＋資源量原単位
- ※2 C「東京都資源循環・廃棄物処理計画」におけるごみ排出量原単位の目標値は、東京都のごみ総排出量目標値、及び将来推計人口より算出しています。
- ※3 家庭系ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位＋持込ごみ（家庭系）原単位  
（持込ごみ（事業系）原単位、資源量原単位を除く）
- ※4 再生利用率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量
- ※5 C「東京都資源循環・廃棄物処理計画」における最終処分率の目標値は、東京都のごみ総排出量目標値、及び最終処分量目標値より算出しています。
- ※6 焼却残さ量＝エコセメント化量
- ※7 D「第6次廃棄物減容（量）化基本計画」における焼却残さ量の目標値は、令和7年度に、令和元年度比6%削減として算出しています。
- ※8 指標No.は、推計結果の表における指標の番号を表します。
- ※9 網掛けは、目標を達成していることを表します。

### (3) 目標の設定

本計画においては、前回計画、及び国、都、関係団体の目標のうち、現状の施策を継続した場合においては達成が困難と考えられた項目を目標指標とし、減量化・資源化を目指すことを基本とします。

なお、前回計画の目標は、人口の増加に伴いごみ排出量も増加する現状推計を基に設定しています。一般的に、ごみ排出量が増加している中では、資源物の排出量も増加が見込まれることから、資源化率については37.1%まで増加させる目標となっていました。しかし近年では、人口の増加傾向が緩やかになり、かつ3Rの考え方が浸透するに伴い、ごみ及び資源物の排出量は減少する傾向にあり、全国的に資源化率は低下しています。さらに、本市の中間処理後の残さの資源化量も考慮した再生利用率は、全国的に見ても高い水準であることから、資源化率については、本計画の目標指標とはしないこととします。

また、前回計画の目標については、新型コロナウイルスの影響によりごみ量が増加したほか、この影響がいつまで継続するか分からないことや、本市においてはごみの減量が他都市と比較して十分に進んでおり、ごみ減量の効果が表れにくい状況にあることから、長期的に減量化・資源化に取り組むこととします。

#### 【目標指標】

**指標No. ①：ごみ排出量 (t/年) = 家庭系ごみ (行政回収) 量 + 持込ごみ量**  
 行政回収や持込により家庭から排出されるごみの排出量  
 (資源物は含まない)

[参考：前回計画目標値 (令和3年度) 31,444 t/年]

**指標No. ⑤：家庭ごみ原単位 (g/人日) = 家庭系ごみ (行政回収) 原単位**  
 行政回収により家庭から排出される、1人1日あたりの平均ごみ量  
 (持込ごみ、資源物は含まない)

[参考：前回計画目標値 (令和3年度) 347 g/人日]

**指標No. ⑧：焼却残さ量 (t/年) = エコセメント化量**  
 エコセメント化施設に搬入する焼却残さ量

[参考：第6次廃棄物減容(量)化基本計画目標値 (令和7年度)  
 3,739 t/年 (令和元年度比6%削減) ]

※指標No. は、推計結果の表における指標の番号を表します。

第1章 第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

本計画の目標値を表 1-45 に示します。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うことから、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更など、諸条件に変動があった場合には、必要に応じて目標を見直すこととします。

表 1-45 本計画の目標値

指標 No. ※4	項目	単位	目標年度	実績値 ※5	目標値 ※6	削減量
①	ごみ排出量 ※1	t/年	令和 18年度	34,877	31,421	約3,456t削減 約10%削減
⑤	家庭ごみ原単位 ※2	g/人日	令和 18年度	381	330	約51g削減 約13%削減
⑧	焼却残さ量 ※3	t/年	令和 7年度	4,122	3,844	約278t削減 約7%削減

※1 ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量（資源量を除く）

※2 家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位  
（持込ごみ原単位、資源量原単位を除く）

※3 焼却残さ量＝エコセメント化量

※4 指標No. は、推計結果の表における指標の番号を表します。

※5 実績値は、令和2年度における実績値を表します。

※6 目標値は、各目標年度における目標値を表します。

### 3 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）

#### （1）目標達成のための減量化・資源化施策

ごみ量の推計にあたっては、「第4節 ごみ処理に関する課題」を踏まえ、以下の施策について検討します。

##### 生ごみの減量推進（減量化）

本市における令和2年度のごみ質分析結果（戸建て、小規模集合住宅、中規模集合住宅の平均）によると、本市の可燃ごみには生ごみが約28.2%含まれています。また、家庭から排出される生ごみのうち、約80%は水分であると言われています。

家庭における生ごみの水切りや生ごみそのものの減量を推進し、家庭系ごみ（行政回収）の可燃ごみに含まれる生ごみを令和7年度までに20%減量します。

##### 食品ロスの削減啓発（減量化）

本市における令和2年度のごみ質分析結果（戸建て、小規模集合住宅、中規模集合住宅の平均）によると、本市の可燃ごみには約4.0%、不燃ごみには約3.0%の食品ロスが含まれています。

食品ロスの削減を啓発することにより、家庭系ごみ（行政回収）の可燃ごみに含まれる食品ロスを令和7年度までに15%減量します。

##### 資源物の分別徹底（資源化）

本市における令和2年度のごみ質分析結果（戸建て、小規模集合住宅、中規模集合住宅の平均）によると、本市の可燃ごみには約11.4%、不燃ごみには約2.2%の古紙・古布類が含まれています。また、プラスチック容器包装類も、可燃ごみに約3.0%、不燃ごみに約15.6%含まれています。

資源物の適正な分別を啓発することにより、家庭系ごみ（行政回収）の可燃ごみ、及び不燃ごみに含まれる古紙・古布類、及びプラスチック容器包装類の適正排出を、令和18年度までにそれぞれ10%増加させます。

##### 事業系食品廃棄物の資源化推進（減量化・資源化）

柳泉園組合における令和2年度のごみ質分析結果によると、組合で処理する可燃ごみには、湿ベースで約18.5%の厨芥が含まれています。

事業者からの食品廃棄物（調理くずや残飯等）は、一般廃棄物として自治体施設に搬入されていることが多く、再生利用率が低くなっており、食品リサイクル法ではこの再生利用等の実施率20%を目標にしています。

事業者に対して、食品廃棄物をバイオマス利用等、別ルートでの回収・資源化を促進することにより、持込ごみの可燃ごみ（事業系ごみ）について、令和7年度までに10%の減量・資源化を図ります。

(2) 推計結果

目標達成のための施策を実施した場合ごみ排出量、ごみ排出量原単位、ごみ処理量、及び資源化の推計結果を表 1-46～表 1-49に示します。

表 1-46 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（1/2）

項目		実績値										推計値		
区分／年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,367	49,938
ごみ量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	33,873	33,474
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,264	26,805	26,429
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,394	22,937	22,551
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,537	3,527	3,529
有害ごみ・危険物	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543	277	285	292
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	7,091	7,068	7,045
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,950	6,922	6,894
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37	36	36	37
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135	105	110	114
資源量	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865	16,570	16,494	16,464
行政回収	t/年	13,162	13,415	14,152	14,002	13,949	13,605	13,549	13,441	13,297	14,096	13,775	13,772	13,805
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,759	1,743	1,731
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565	526	523	522
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789	750	759	770
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,637	6,636
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,666	2,696
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490	436	437	440
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28	46	44	43
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224	310	309	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	33,873	33,474
② ごみ総排出量 ※2	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,367	49,938

※1 ごみ排出量＝家庭系ごみ(行政回収)量＋持込ごみ量（資源量を除く）

※2 ごみ総排出量＝家庭系ごみ(行政回収)量＋持込ごみ量＋資源量

表 1-46 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（2/2）

項目		推計値													
区分／年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
総排出量	t/年	49,280	48,749	48,588	48,547	48,282	48,137	47,989	47,927	47,645	47,479	47,314	47,262	46,945	
ごみ量	t/年	32,928	32,461	32,373	32,357	32,203	32,122	32,038	32,005	31,837	31,739	31,641	31,612	31,421	
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	25,908	25,467	25,373	25,350	25,192	25,106	25,017	24,980	24,808	24,706	24,605	24,572	24,378	
可燃ごみ	t/年	22,047	21,609	21,518	21,488	21,344	21,261	21,179	21,138	20,985	20,891	20,798	20,764	20,594	
不燃ごみ	t/年	3,508	3,499	3,491	3,493	3,474	3,467	3,457	3,456	3,435	3,424	3,413	3,411	3,387	
有害ごみ・危険物	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
粗大ごみ	t/年	297	303	308	313	318	322	325	330	332	335	338	341	342	
持込ごみ	t/年	7,020	6,994	7,000	7,007	7,011	7,016	7,021	7,025	7,029	7,033	7,036	7,040	7,043	
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,864	6,834	6,837	6,839	6,841	6,842	6,844	6,845	6,846	6,847	6,848	6,849	6,850	
不燃ごみ	t/年	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44	
粗大ごみ	t/年	118	121	124	128	130	133	136	138	141	143	145	147	149	
資源量	t/年	16,352	16,288	16,215	16,190	16,079	16,015	15,951	15,922	15,808	15,740	15,673	15,650	15,524	
行政回収	t/年	13,768	13,768	13,759	13,789	13,744	13,737	13,731	13,753	13,699	13,685	13,670	13,692	13,623	
びん類	t/年	1,711	1,695	1,679	1,668	1,648	1,634	1,619	1,608	1,588	1,573	1,559	1,548	1,528	
缶類	t/年	518	516	513	513	509	506	504	503	499	498	495	494	490	
ペットボトル	t/年	776	784	792	801	806	812	818	826	828	834	839	845	847	
古紙・古布類	t/年	6,604	6,589	6,574	6,575	6,544	6,531	6,520	6,521	6,489	6,475	6,462	6,467	6,430	
プラスチック容器包装類	t/年	2,712	2,736	2,754	2,782	2,793	2,811	2,828	2,852	2,858	2,872	2,885	2,908	2,909	
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属類	t/年	439	440	440	442	441	441	442	442	441	440	440	440	437	
非鉄類	t/年	41	39	38	36	34	34	32	31	29	28	27	26	25	
小型家電	t/年	307	306	305	304	303	301	300	300	298	296	295	295	292	
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49	
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581	
一次処理・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35	
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901	
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532	
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369	

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	32,928	32,461	32,373	32,357	32,203	32,122	32,038	32,005	31,837	31,739	31,641	31,612	31,421
② ごみ総排出量 ※2	t/年	49,280	48,749	48,588	48,547	48,282	48,137	47,989	47,927	47,645	47,479	47,314	47,262	46,945

表 1-47 ごみ排出量原単位の推計結果（目標推計）（1/2）

項目	区分/年度	単位	実績値										推計値		
			平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人口(各年度10月1日時点)	人		197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	205,886	205,865	205,844
総排出量原単位	g/人日		703	710	723	719	703	687	684	683	670	688	678	670	663
ごみ量原単位	g/人日		472	475	479	478	466	456	456	459	455	464	457	451	444
家庭系ごみ(行政回収)	g/人日		385	382	379	375	371	363	359	358	361	381	363	357	351
可燃ごみ	g/人日		333	331	328	326	320	315	310	309	311	322	311	305	299
不燃ごみ	g/人日		49	48	48	47	48	45	47	46	46	52	47	47	47
有害ごみ・危険物	g/人日		0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
粗大ごみ	g/人日		2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2	3.7	3.8	3.9
持込ごみ	g/人日		87	94	100	103	96	93	97	101	93	83	94	94	94
可燃ごみ(事業系ごみ)	g/人日		86	93	100	102	95	92	95	99	91	80	92	92	92
不燃ごみ	g/人日		0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大ごみ	g/人日		0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8	1.4	1.5	1.5
資源量原単位	g/人日		231	234	244	241	237	231	227	224	216	224	220	220	219
行政回収	g/人日		182	186	196	194	192	187	185	182	178	188	183	183	183
びん類	g/人日		27	26	26	27	26	25	24	23	23	25	23	23	23
缶類	g/人日		8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5	7.0	7.0	6.9
ペットボトル	g/人日		8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.7	8.9	9.9	9.9	10.5	10.0	10.1	10.2
古紙・古布類	g/人日		99	97	103	100	98	93	91	87	85	89	89	88	88
プラスチック容器包装類	g/人日		32	32	33	33	32	33	33	34	35	37	35	35	36
硬質プラスチック	g/人日		0.1	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	g/人日		3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.2	5.1	5.3	5.4	6.5	5.8	5.8	5.8
非鉄類	g/人日		0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4	0.6	0.6	0.6
小型家電	g/人日		-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.8	4.7	4.7	3.4	3.0	4.1	4.1	4.1
廃食用油	g/人日		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
せん定枝	g/人日		2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0	7.5	7.6	7.6
一次処理・生ごみ	g/人日		-	-	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
集団回収	g/人日		49	49	48	47	46	44	43	42	38	37	37	36	35
紙類	g/人日		49	49	44	43	41	40	38	37	34	32	33	32	31
布類	g/人日				4.2	4.1	4.3	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6	4.6	4.6	4.6

※端数調整により合計が合わない場合があります。

■指標

③ ごみ・資源原単位 ※1	g/人日	567	567	575	569	562	550	544	540	539	569	546	540	534
④ ごみ総排出量原単位 ※2	g/人日	703	710	723	719	703	687	684	683	670	688	678	670	663
⑤ 家庭ごみ原単位 ※3	g/人日	385	382	379	375	371	363	359	358	361	381	363	357	351
⑥ 家庭系ごみ原単位 ※4	g/人日	386	382	379	376	371	364	361	360	363	384	365	359	353

※1 ごみ・資源原単位=家庭系ごみ(行政回収)原単位+資源(行政回収)原単位 (持込ごみ原単位、資源(集団回収)原単位を除く)

※2 ごみ総排出量原単位=家庭系ごみ(行政回収)原単位+持込ごみ原単位+資源量原単位

※3 家庭ごみ原単位=家庭系ごみ(行政回収)原単位 (持込ごみ原単位、資源量原単位を除く)

※4 家庭系ごみ原単位=家庭系ごみ(行政回収)原単位+持込ごみ(家庭系)原単位 (持込ごみ(事業系)原単位、資源量原単位を除く)



表 1-47 ごみ排出量原単位の推計結果（目標推計）（2/2）

項目		推計値													
区分／年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
人口（各年度10月1日時点）	人	205,823	205,802	205,588	205,375	205,161	204,948	204,734	204,336	203,938	203,541	203,143	202,745	202,116	
総排出量原単位	g/人日	656	649	648	646	645	644	642	641	640	639	638	637	636	
ごみ量原単位	g/人日	438	432	431	430	430	429	429	428	428	427	427	426	426	
家庭系ごみ（行政回収）	g/人日	345	339	338	337	336	336	335	334	333	333	332	331	330	
可燃ごみ	g/人日	293	288	287	286	285	284	283	283	282	281	281	280	279	
不燃ごみ	g/人日	47	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
有害ごみ・危険物	g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
粗大ごみ	g/人日	4.0	4.0	4.1	4.2	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	
持込ごみ	g/人日	93	93	93	93	94	94	94	94	94	95	95	95	95	
可燃ごみ（事業系ごみ）	g/人日	91	91	91	91	91	91	92	92	92	92	92	92	93	
不燃ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
粗大ごみ	g/人日	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	
資源量原単位	g/人日	218	217	216	215	215	214	213	213	212	212	211	211	210	
行政回収	g/人日	183	183	183	183	184	184	184	184	184	184	184	185	185	
びん類	g/人日	23	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	
缶類	g/人日	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.6	
ペットボトル	g/人日	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	10.9	11.0	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	
古紙・古布類	g/人日	88	88	88	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	
プラスチック容器包装類	g/人日	36	36	37	37	37	38	38	38	38	39	39	39	39	
硬質プラスチック	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類	g/人日	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	
非鉄類	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
小型家電	g/人日	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
せん定枝	g/人日	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	
一次処理・生ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
集団回収	g/人日	34	34	33	32	31	30	30	29	28	28	27	26	26	
紙類	g/人日	30	29	28	27	26	26	25	24	23	23	22	21	21	
布類	g/人日	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	

■指標

③ ごみ・資源原単位 ※1	g/人日	528	522	522	521	520	519	519	518	517	517	516	516	515
④ ごみ総排出量原単位 ※2	g/人日	656	649	648	646	645	644	642	641	640	639	638	637	636
⑤ 家庭ごみ原単位 ※3	g/人日	345	339	338	337	336	336	335	334	333	333	332	331	330
⑥ 家庭系ごみ原単位 ※4	g/人日	347	341	340	339	339	338	337	336	336	335	334	334	333





表 1-49 資源化量の推計結果（目標推計）（1/2）

区分／年度	単位	実績値										推計値		
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
資源化量	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587	21,148	21,014	20,936
直接資源化	t/年	10,042	10,378	11,094	10,923	10,945	10,652	10,602	10,447	10,343	10,890	10,740	10,747	10,782
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,637	6,636
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,666	2,696
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490	436	437	440
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28	46	44	43
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224	310	309	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
中間処理後資源化	t/年	7,805	7,928	7,799	7,782	7,591	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,613	7,545	7,495
焼却処理施設	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,211	4,151	4,101
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,016	3,967
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140	137	135	134
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805	694	695	697
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355	306	306	307
固形燃料化 /ガス化熔融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450	388	389	390
リサイクルセンター	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,708	2,699	2,697
ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,472	1,467	1,466
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540	511	509	509
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766	725	723	722
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

ごみ総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742	50,925	50,367	49,938
資源化量 ※1	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865	16,570	16,494	16,464
⑩ 資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.7	33.0
再生利用量 ※2	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587	21,148	21,014	20,936
⑪ 再生利用率	%	42.1	42.6	42.8	42.5	42.7	42.4	42.2	41.6	41.1	41.7	41.5	41.7	41.9

※1 資源化量＝資源物排出量

※2 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

表 1-49 資源化量の推計結果（目標推計）（2/2）

区分／年度	単位	推計値												
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
資源化量	t/年	20,757	20,636	20,552	20,526	20,398	20,324	20,250	20,218	20,083	20,002	19,924	19,898	19,747
直接資源化	t/年	10,763	10,773	10,775	10,807	10,781	10,785	10,790	10,816	10,784	10,780	10,777	10,805	10,758
古紙・古布類	t/年	6,604	6,589	6,574	6,575	6,544	6,531	6,520	6,521	6,489	6,475	6,462	6,467	6,430
プラスチック容器包装類	t/年	2,712	2,736	2,754	2,782	2,793	2,811	2,828	2,852	2,858	2,872	2,885	2,908	2,909
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	t/年	439	440	440	442	441	441	442	442	441	440	440	440	437
非鉄類	t/年	41	39	38	36	34	34	32	31	29	28	27	26	25
小型家電	t/年	307	306	305	304	303	301	300	300	298	296	295	295	292
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581
一次処理・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35
中間処理後資源化	t/年	7,410	7,343	7,321	7,318	7,282	7,261	7,240	7,233	7,190	7,167	7,144	7,135	7,088
焼却処理施設	t/年	4,033	3,974	3,962	3,960	3,942	3,931	3,921	3,916	3,895	3,883	3,871	3,867	3,843
エコセメント化	t/年	3,901	3,844	3,833	3,831	3,813	3,803	3,793	3,788	3,768	3,756	3,745	3,741	3,718
鉄分残さ	t/年	132	130	129	129	129	128	128	128	127	127	126	126	125
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	696	696	696	698	696	696	695	696	694	692	692	692	689
回収鉄類	t/年	307	307	307	308	307	307	306	307	306	305	305	305	304
固形燃料化 /ガス化熔融	t/年	389	389	389	390	389	389	389	389	388	387	387	387	385
リサイクルセンター	t/年	2,681	2,673	2,663	2,660	2,644	2,634	2,624	2,621	2,601	2,592	2,581	2,576	2,556
ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,457	1,453	1,447	1,446	1,437	1,432	1,426	1,424	1,414	1,409	1,403	1,400	1,390
金属類	t/年	506	504	503	502	499	497	495	495	491	489	487	486	482
ペットボトル	t/年	718	716	713	712	708	705	703	702	696	694	691	690	684
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369

■指標

ごみ総排出量	t/年	49,280	48,749	48,588	48,547	48,282	48,137	47,989	47,927	47,645	47,479	47,314	47,262	46,945
資源化量 ※1	t/年	16,352	16,288	16,215	16,190	16,079	16,015	15,951	15,922	15,808	15,740	15,673	15,650	15,524
⑩ 資源化率	%	33.2	33.4	33.4	33.3	33.3	33.3	33.2	33.2	33.2	33.2	33.1	33.1	33.1
再生利用量 ※2	t/年	20,757	20,636	20,552	20,526	20,398	20,324	20,250	20,218	20,083	20,002	19,924	19,898	19,747
⑪ 再生利用率	%	42.1	42.3	42.3	42.3	42.2	42.2	42.2	42.2	42.2	42.1	42.1	42.1	42.1

## 第6節 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の基本方針

貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を目指し、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ、持続的な発展を遂げるためには、本計画に定める取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの減量化・資源化推進することが重要となります。

本計画における基本目標、及び目標の達成に向けた基本方針は次のとおりです。

#### <基本目標>

～ 協働で築く 環境にやさしい 持続可能な循環型社会の推進 ～

#### 基本方針1：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や、市民や事業者自らの取り組みにより、自然と調和した暮らしや、ものを大切にする姿勢を醸成します。

#### 基本方針2：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進します。

#### 基本方針3：環境負荷の少ない資源循環の推進

消費段階においてごみになるものを断るリフューズや、ごみの排出段階におけるリデュースやリユース、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の推進によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに、西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。

#### 基本方針4：安全・安定な適正処理・処分の実施

柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定した処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。

## 2 基本目標達成のための各主体の役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入する等、自ら実践していくことが大切です。

### (2) 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備等、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。(→p.19【コラム：ゼロエミッション】参照)

### (3) 行政（本市）の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、地域や時代の変遷に応じて新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、災害対策についての検討を進めます。

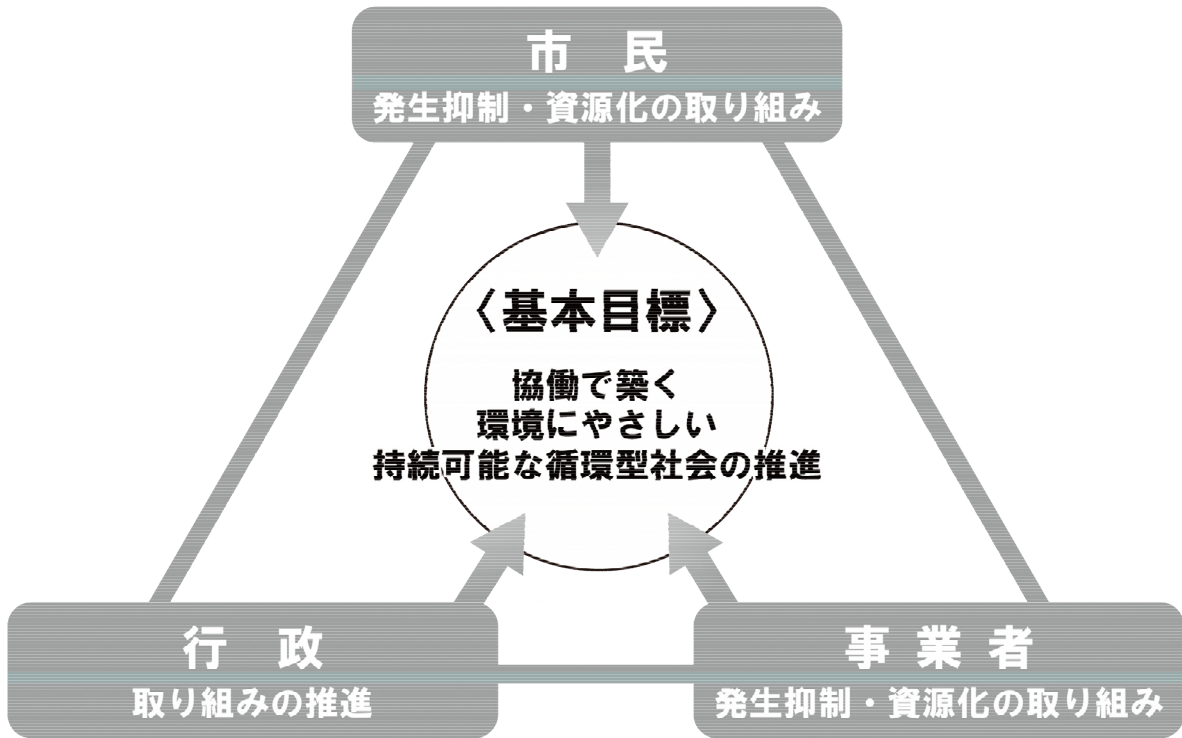


図 1-24 住民・事業者・行政の役割と協働



基本方針に基づく個別の計画、並びにその関連を図 1-25 に示します。また、「3 発生抑制・資源化計画」から「7 その他の計画」において、それぞれの計画内容を示します。

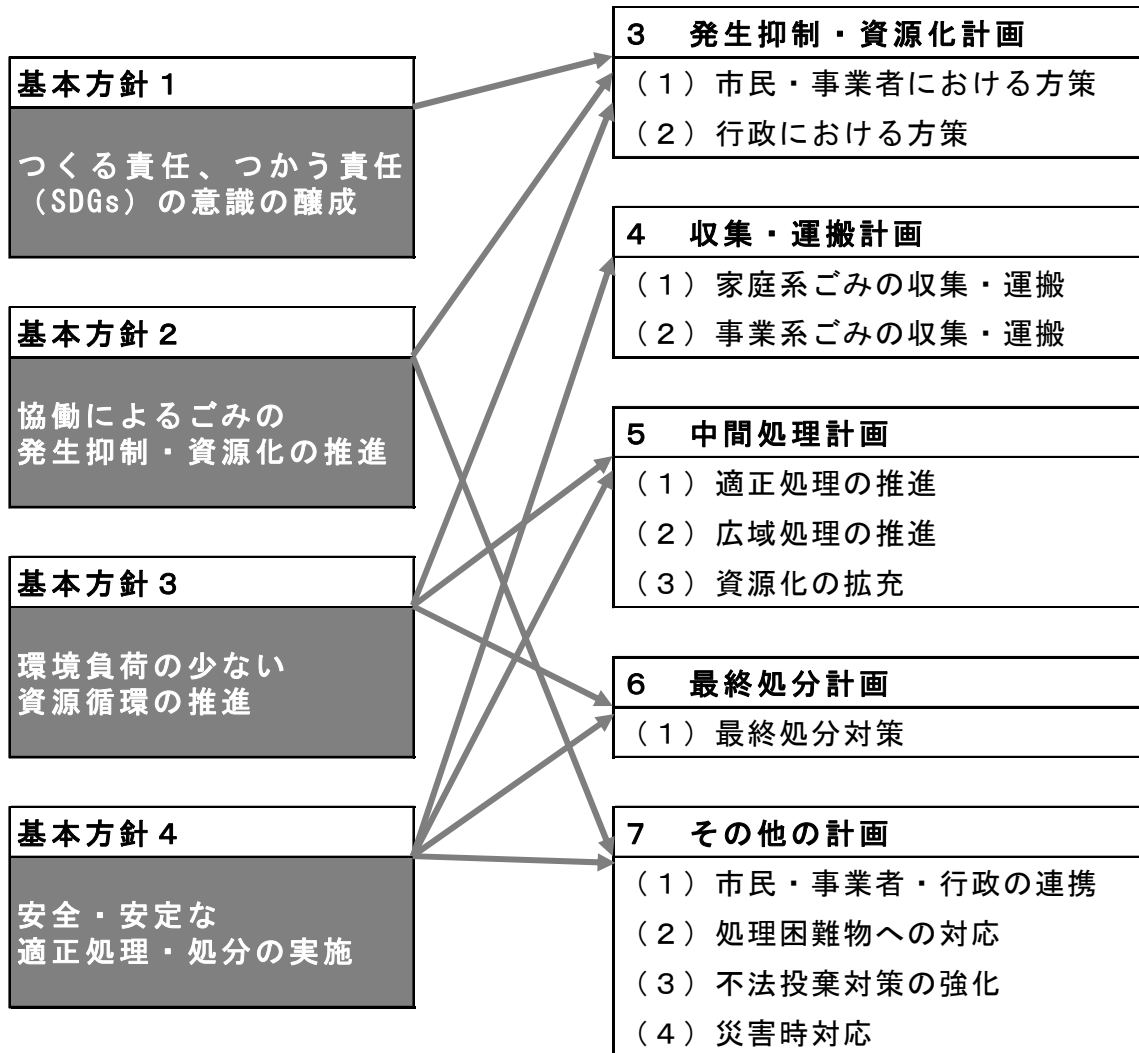


図 1-25 基本方針と個別計画の関連

### 3 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、4R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（断る：ごみになるものを断ること））を推進します。

発生抑制・資源化に係る取り組みの体系を表 1-50 に示します。

表 1-50 発生抑制・資源化に係る取り組みの体系

- 関連する基本方針 :
- 1 つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成
  - 2 協働によるごみの発生抑制・資源化の推進
  - 3 環境負荷の少ない資源循環の推進

取り組み項目	取り組み内容
(1) 市民・事業者における方策	1) 資源物の分別収集の活用
	2) 生ごみの減量化・堆肥化
	3) 食品ロス削減の推進
	4) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進
	5) 資源物の店頭回収の推進
	6) リユース活動の推進
	7) 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進
	8) 発生源における排出抑制・資源化
	9) 包装廃棄物の発生抑制
	10) 多量排出事業者における減量化の徹底
(2) 行政における方策	1) 教育、啓発活動の充実
	2) 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底
	3) 小型家電の処理システムの検討
	4) エコ・クッキングの啓発と生ごみの減量化
	5) フードドライブ活動の推進
	6) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進
	7) 資源物の店頭回収の促進
	8) リユース活動の促進
	9) エシカル消費の促進
	10) グリーン購入の推進
	11) 集合住宅管理者等への指導
	12) 家庭ごみ処理有料化の分析
	13) インセンティブによる発生抑制・資源化

(1) 市民・事業者における方策

1) 資源物の分別収集の活用

可燃ごみや不燃ごみの中には、本来資源物として排出すべきものが混入していることがあります。可燃ごみ中の雑誌類や不燃ごみ中のプラスチック容器包装類等の分別を徹底し、資源物として適正に排出することにより、資源化を推進します。

また、市で作成・配布しているほか、個人でも作成可能なざつがみばっぐ（雑紙収納袋）の活用により、古紙類を入れてそのまま排出できることによる分別や排出をしやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の推進を図ります。

2) 生ごみの減量化・堆肥化

生ごみは可燃ごみの約30%を占めており、またその約80%が水分となっています。生ごみの水切り用具や、最初から生ごみを濡らさない分別バケツ、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を推進します。

3) 食品ロス削減の推進

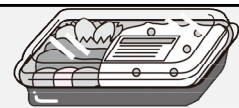
市民は、消費期限と賞味期限の違いを理解し、「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心掛けます。また、食べ切れない食品については、フードドライブ活動に積極的に参加します。外食時は、3010運動や持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識します。

事業者は、消費期限と賞味期限の表示方法や、持ち帰り容器の提供、ばら売り等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討します。また、フードドライブ活動に参加します。(→p.16【コラム：食品ロス】、【コラム：消費期限と賞味期限】、p.88【コラム：フードドライブとフードバンク】【コラム：食品ロス削減のためにできること】参照)

【コラム：消費期限と賞味期限】

○消費期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**安全に食べられる期限**」のことです。お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキ等、傷みやすい食品に表示されています。



○賞味期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**品質が変わらずに美味しく食べられる期限**」のことです。スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料等、消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

【コラム：フードドライブとフードバンク】

○フードドライブとは…

**家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている個人や団体に届ける活動**です。  
提供できるのは、缶詰類、レトルト食品、瓶詰類、乾物類、お米、乾麺、調味料等です。

本市では、西東京市社会福祉法人連絡会等がフードドライブ活動を実施しており、提供された食品は、市内のこども食堂や中学校放課後カフェ、食の支援が必要な方等に配付し、「食が地域をつなげる」支援を目指しています。

**フードドライブ活動に参加することで、ご家庭にある食べ切れない食品が、「食品ロス」から「地域の支援」に生まれ変わります。**



○フードバンクとは…

**企業や農家で余っている食品を、必要としている個人や団体へ届ける活動**です。  
東京都では令和3年4月より、都や都内区市町村における、賞味期限の近い災害用備蓄食品とフードバンク等との、マッチングシステムの運用を開始しています。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定により、フードドライブ・フードバンク活動を国が支援する仕組みづくりが進められています。(→p.13 (2) 国の動向 参照)

【コラム：食品ロス削減のためにできること】

○買い物のときは…

事前に家にある食材を確認したり、使い切れる分だけ購入しましょう。また、すぐに食べる商品は、並べてある順に取る「手前取り」や見切り品等を活用しましょう。

○調理・保存するときは…

食べられる分だけ作り、食べきれなかったものはリメイクしましょう。また、食材を無駄なく丸ごと食べたり、余った食材を活用する等、調理方法を工夫して、食材を計画的に使い切るようにしましょう。

生鮮食品や食べきれなかった食品等、食材に応じて適切に保存しましょう。また、保存した食品を忘れず食べ切れるように、冷蔵庫を確認したり、配置を工夫したりしましょう。

○外食のときは…

食べ切れる量を注文し、食べきれなかった場合にはお店に確認の上で、自己責任の範囲で持ち帰るようにしましょう。

宴会時は「3010運動」として、最初の30分と最後の10分は食事を楽しみましょう。



4) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用する等により、プラスチックごみの発生を抑制します。また、指定収集袋による分別収集を継続することで、プラスチック容器包装の分別の徹底を図ります。

事業者は、製品やレジ袋について、石油プラスチックから、環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ります。

5) 資源物の店頭回収の推進

市民は、スーパー等が実施している食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶等の資源物の店頭回収を活用します。

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

6) リユース活動の推進

物の購入によるごみの発生を抑制し、資源循環を促進するため、物を購入せず必要に応じて利用する、リユース食器や容器、リース、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用します。(→p.90【コラム：3Rに関連するサービス】、p.91【コラム：サーキュラーエコノミー】参照)

また、事業者が独自に実施する古着等の回収を活用します。

7) 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用を抑制し、再生品の選択、使用に努めます。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品を販売し、自主回収、資源化ルートを構築します。また、アフターサービスの充実や低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

8) 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、適切な排出を図ります。

9) 包装廃棄物の発生抑制

事業者は、過剰包装を自粛します。また、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、包装廃棄物の発生を抑制します。

10) 多量排出事業者における減量化の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

【コラム：3Rに関連するサービス】

○レンタルとは…

**ユーザー（市民や事業者）がレンタル会社から短期間、モノを借りるサービス**です。レンタル会社に返却されたモノは、また別のユーザーが借りる、ということを繰り返すため、基本的には中古品となります。モノの管理はレンタル会社が行います。

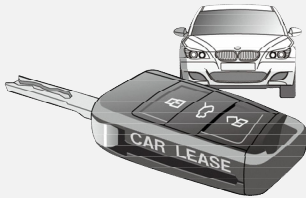
代表的なものにCDやDVDのレンタル等があります。



○リースとは…

**ユーザーがリース会社から長期間、モノを借りるサービス**です。リース会社が購入した新品を借り、返却後はリース会社により適切に資源化や処理・処分されます。ユーザーはモノを自分の持ち物のように使うことができ、日常の管理もユーザーが行います。

レンタルとの違いは、長期間であることや、新品であること、ユーザーが管理すること等です。また、料金は月々払いとなるため初期投資が必要ない点や、使い終わった後のユーザーによる処分が必要ない点で、購入とも違うサービスとなります。



最近では、カーリース等がよく聞かれるようになっていきます。

○シェアリングとは…

**シェアリング会社や個人のモノ等を、インターネットを通じて複数のユーザーで共有するサービス**です。個人のスキルや時間等、形のないものも対象となります。

モノ：個人の持ち物を売買するフリマアプリや、ブランド品のレンタルサービス等

空間：空き部屋を貸し出す民泊や、一つの家複数人が共同で暮らすシェアハウス、空きスペースを駐車場として貸し出す駐車場シェアリング等

移動：相乗りや、車や自転車等を共有して使用するカーシェアやシェアサイクル等

スキル：生活スキルを活かした家事・育児代行や、企業が専門知識を持つ不特定多数の人に仕事を発注するクラウドソーシング等

お金：目的のために、不特定多数から資金を集めるクラウドファンディング等



○サブスクリプションとは…

**ユーザーが、モノやサービスそのものではなく、それらを一定期間利用する権利を購入するサービス**で、いわゆる「定額制」のサービスを指します。

その都度ではなく、一定期間継続して利用するという点で、シェアリングとは異なるサービスとなります。

音楽や動画、ゲーム等のコンテンツや、アプリ等のソフトウェア、通い放題のジムやスクール等、身の回りの様々なものがサブスクリプションサービスとなっています。

【コラム：サーキュラーエコノミー】

○サーキュラーエコノミーとは…

かつての日本は、大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした「**リニアエコノミー**」であり、モノは原料、生産、消費、廃棄の一方通行となっていました。

その後、3 R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））等の浸透により、「**リサイクリングエコノミー**」にシフトしてきました。

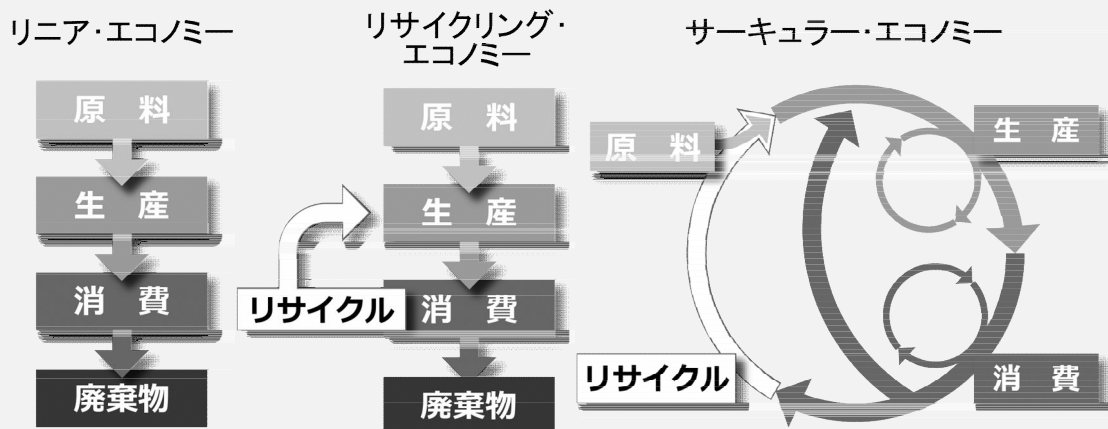
リサイクリングエコノミーでは、廃棄物のうちまだ使えるモノをリユースすることで、廃棄物を減らすことができるほか、リサイクルされた資源でモノを生産することで、新たな原料（天然資源）の使用が少なくて済みます。ただし、リユースやリサイクルを繰り返す中で段々とモノの質は下がってきてしまうため、最終的には廃棄されることになります。

さらに近年では、**廃棄物を全てリユース・リサイクルして資源を循環させ続け、廃棄物を発生させない「サーキュラーエコノミー」**の考え方が広まりつつあります。実際には廃棄物を発生させないことは難しいですが、可能な限り資源循環をすることが重要です。

＜サーキュラーエコノミーの3原則＞

- 廃棄物と汚染を生み出さないデザイン（設計）をする
- 製品と原料を使い続ける
- 自然システムを再生する

モノを捨てない、モノを使い続ける、というリースやシェアリング、サブスクリプション等のサービス（→p.90【コラム：3 Rに関連するサービス】参照）の利用は、サーキュラーエコノミーを支えています。



## (2) 行政における方策

### 1) 教育、啓発活動の充実

#### ①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、小・中学校での環境学習を促進します。また、食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

- 学習用資料の作成、配布
- 環境講座の開催
- 電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配付、市のホームページで公開等）

#### ②学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、市民団体やNPO法人等とも協力し、環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

また、ごみの減量・資源化等に関する出前講座等を開催します。

#### ③情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、行政、市民団体、事業者等による、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。

- ECO 羅針盤による定期的な啓発や、市掲示板及びチラシによる、ポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供
- 市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリ等における情報の充実
- 市民、市民団体等の実践行動の紹介
- 不用品交換の情報収集・提供、及び不用品交換の場所の提供
- 生ごみの水切り方法等に関する情報収集、有効な取り組みの紹介
- 外国人向けの「ごみ・資源物の出し方」（英語・中国語・韓国語）等の提供



④地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対して支援や協力を行います。

また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善
- 新規集合住宅や新興住宅地における、排出ルールや集団回収の周知徹底
- ボランティアに対するごみ袋の無料配布
- エコプラザ西東京登録団体や、西東京市市民協働センター「ゆめこらぼ」等、市民団体やNPO法人等による環境活動の広報による普及啓発、連携支援

⑤エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している「りさいくる市」や各種講座、シルバー人材センターによる家具等の再生等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

⑥「事業者向け廃棄物処理の手引き」の活用

事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を促進するために、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を用いてごみの排出方法等の周知を行います。

また、小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策を検討します。

2) 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底

収集車両やごみ処理施設の火災の原因となる、小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）やスプレー缶について、分別を徹底するよう周知を図ります。また、小型充電式電池については、リサイクル協力店や市での回収を拡大するとともに、回収場所についてホームページや広報等で周知します。(→p.56【コラム：ごみによる火災・爆発】参照)

3) 小型家電の処理システムの検討

小型家電について、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法や回収対象品目等について見直しを検討します。

また、家電小売店による店頭回収や買い替え時回収、小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用を推進します。(→p.56【コラム：資源物の価格】参照)

4) エコ・クッキングの啓発と生ごみの減量化

①エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する調理くず等の発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会等を開催し啓発に努めます。

○生涯学習、出前講座等での紹介

○エコ・クッキングナビゲーターの活用

②生ごみの減量化

生ごみを回収して堆肥化したものを、市民や公園管理等に還元する等、生ごみを減量化します。

また、市民が自ら生ごみの減量を図ることができる方策を周知・啓発し、支援を行います。

5) フードドライブ活動の推進

食品ロスの削減や地域貢献を促進するため、フードドライブ活動について、実施団体である西東京市社会福祉法人連絡会との協力を継続します。また、市主催のフードドライブ活動を実施するとともに、広報等での各種情報提供を行うことで、市民の参加を促進します。(→p.88【コラム：フードドライブとフードバンク】参照)

6) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進

レジ袋の有料化やマイバッグ運動の展開等により、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

また、汚れて資源化が難しいプラスチック容器包装類や、軟質プラスチック等、プラスチックごみの分別について、柳泉園組合及び構成市と協議するとともに、プラスチック資源循環戦略に基づき、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化について検討します。(→p.13(2)国の動向参照)

7) 資源物の店頭回収の促進

事業者と市が共同で店頭回収をPRする等、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

8) リユース活動の促進

①リユース関連サービスの利用・促進

スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等の共同キャンペーン等の実施により、マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。

また、市民団体や民間事業者、小売店と連携、協力し、環境フェスティバルや市民まつり等のイベント時におけるリユース食器利用に係る調査研究や、日用品や食品購入時のリユース容器サービスの利用普及を推進します。

さらに、リースやシェアリング、サブスクリプション等の民間事業者のサービスについても、利用普及を推進します。(→p.90【コラム：3Rに関連するサービス】参照)

②市民間のリユース活動の促進

エコプラザ西東京で譲ります／譲ってくださいの情報を掲示する「リユース掲示板」や、玄関先で不用品の譲渡を行う「0円均一」活動の普及・促進を図ります。

また、「りさいくる市」や再生家具等の販売を推進する他、不用品譲渡を仲介する民間事業者との連携を検討します。

③リユースに関する取り組みの検討

マイボトル持参による割引や、市民や事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等、先進事例を基に、リユースを推進するための新たな取り組みを検討します。

9) エシカル消費の促進

市民や事業者のエシカル消費を促進するため、認証ラベル・マークの普及啓発や、市ホームページや広報での情報提供を行います。(→p.96【コラム：エシカル消費】参照)

10) グリーン購入の推進

市は率先して環境に配慮した物品やリユース品等を調達（グリーン購入）するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を推進します。

11) 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度を活用し、管理者による集積所の適正な管理体制を構築します。

○ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導

○集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の活用



1 2) 家庭系ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証します。

また、処理施設を市内に有していない本市として、各処理施設管理組合の構成市町への配慮や均衡を考慮しつつ、ごみ処理有料化の制度が効果的に活用されるよう、適切な運用方法を検討します。

1 3) インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取り組みによる一定の成果に対して表彰したり、店頭回収を推進する事業者について市ホームページで情報を提供することにより支援する等、インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

【コラム：エシカル消費】

○エシカル消費とは…

エシカルとは「倫理的、道徳的」という意味で、「**安くて良いモノ**」や「**自分にとってお得なモノ**」ではなく、「**人や社会、地球環境、地域に優しいモノ**」を購入することです。

人・社会：フェアトレード製品や、福祉施設で作られた製品を購入する

地球環境：省エネ製品を購入したり、レンタルやシェアリングサービスを利用する

地域：被災地産品や伝統工芸を購入したり、地産地消や応援消費をする

ほかにも、3Rを心がけたり、食品ロスを削減することもエシカル消費に含まれます。

○認証ラベル・マークとは…

**様々な団体が設定した、安全性や品質等の基準を満たしている商品についているラベルやマーク**のことです。下に示すような環境ラベルのほか、フェアトレード商品やオーガニック商品であることを示す認証ラベル等もあります。

エコマーク



環境に優しい商品

グリーンマーク



古紙を利用した商品

バイオマスマーク



バイオマスを利用した商品

エシカル消費をする際には、人や社会、地球環境、地域に関連する認証ラベル・マークが手掛かりになります。

#### 4 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬に係る取り組みの体系を表 1-5-1 に示します。

表 1-5-1 収集・運搬に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 家庭系ごみの収集・運搬	1) 分別の徹底と適正な収集
	2) 市民サービスの充実
(2) 事業系ごみの収集・運搬	1) 排出者責任の徹底
	2) 許可業者による収集と自己搬入

##### (1) 家庭系ごみの収集・運搬

###### 1) 分別の徹底と適正な収集

市民に対して、「西東京市のごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。また、排出者の責任を明確にし、分別の徹底や資源化を促進するため、ごみ・資源の戸別収集方式を継続します。

###### 2) 市民サービスの充実

高齢者や障害のある方等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。

##### (2) 事業系ごみの収集・運搬

###### 1) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。

また、市は、小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策を検討します。

###### 2) 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

5 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は資源化を優先し、資源化できないものは焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残さ類は減量化・有効利用を推進します。

中間処理に係る取り組みの体系を表 1-52 に示します。

表 1-52 中間処理に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 3 環境負荷の少ない資源循環の推進  
4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 適正処理の推進	適正処理の推進
(2) 広域処理の推進	1) 広域処理の継続
	2) 熱エネルギーの有効利用
(3) 資源化の拡充	1) 民間活用の推進
	2) 資源化の拡充

(1) 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行います。資源化が困難なごみについては焼却処理やガス化溶解により、発電したり余熱を回収して有効活用（サーマルリサイクル）する等、最大限資源の循環が可能な処理体制を推進します。

(2) 広域処理の推進

1) 広域処理の継続

経済的かつ効率的にごみ処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターにおける、適切な維持管理及び施設の更新について、組合及び構成市で検討を行います。

2) 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

(3) 資源化の拡充

1) 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化します。

2) 資源化の拡充

せん定枝等の資源化の取り組みを継続するとともに、より良い資源化方策についても検討します。

また、残さ類（焼却残さ等）の有効活用、及び資源物分別収集量の増加に加え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性等を検討し、資源化の拡充を図ります。(→p.32 4 資源化・減量化の実績 参照)

## 6 最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。

最終処分に係る取り組みの体系を表 1-53 に示します。

表 1-53 最終処分に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 3 環境負荷の少ない資源循環の推進  
4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 最終処分対策	1) 埋立量の削減
	2) 処理残さの資源化の推進

### (1) 最終処分対策

#### 1) 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

#### 2) 処理残さの資源化の推進

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残さは、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残さに関しては、民間施設でガス化溶融して余熱回収(ごみ発電)やスラグ、金属類を回収する等、資源化を継続します。(→p.32 4 資源化・減量化の実績 参照)



7 その他の計画

ごみ処理に係るその他の取り組みの体系を表 1-54 に示します。

表 1-54 その他の取り組みの体系

関連する基本方針 : 2 協働によるごみの発生抑制・資源化の推進  
4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 市民・事業者・行政の連携	1) 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援
	2) 情報共有・情報交換体制の構築
	3) 環境美化の推進
(2) 処理困難物への対応	1) 適正な処理・処分の指導強化
	2) 医療系廃棄物への対応強化
(3) 不法投棄対策の強化	不法投棄対策の推進
(4) 災害時対策	1) 関係自治体・団体との連携強化
	2) ごみ処理
	3) し尿処理

(1) 市民・事業者・行政の連携

1) 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底等を推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員に市のイベントや事業等へ協力していただき、本市のパートナーとして協働していただけるよう、活動を支援します。

2) 情報共有・情報交換体制の構築

本市の施策や活動等を効果的に周知し、また、市民や事業者の要望を的確に把握してよりよい活動に繋げていくため、本市と、市民団体や民間事業者等の情報共有・情報交換体制の構築について検討します。

3) 環境美化の推進

環境美化の推進及び市民の安全確保を図るために、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン、統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）等の実施や、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。

**(2) 処理困難物への対応**

1) 適正な処理・処分の指導強化

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

2) 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加にともない、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局等による回収等の促進、及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

**(3) 不法投棄対策の強化**

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

**(4) 災害時対策**

1) 関係自治体・団体との連携強化

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、西東京市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から関係自治体（柳泉園組合、清瀬市、東久留米市、災害時相互応援協定締結先等）や関係団体（廃棄物処理業者等）、市民団体と、災害廃棄物の処理に係る協定の締結や調整・協議を行います。

2) ごみ処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生したごみは委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理します。

また、柳泉園組合は速やかに施設の点検を行い、稼働できるよう措置を取ります。

3) し尿処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確保します。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の体系

#### 1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図 2-1 に示します。

本市の集合処理施設としては、公共下水道が整備されており、し尿と生活雑排水の処理を行っています。また個別処理としては単独処理浄化槽があり、単独処理浄化槽、及びし尿汲取便槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

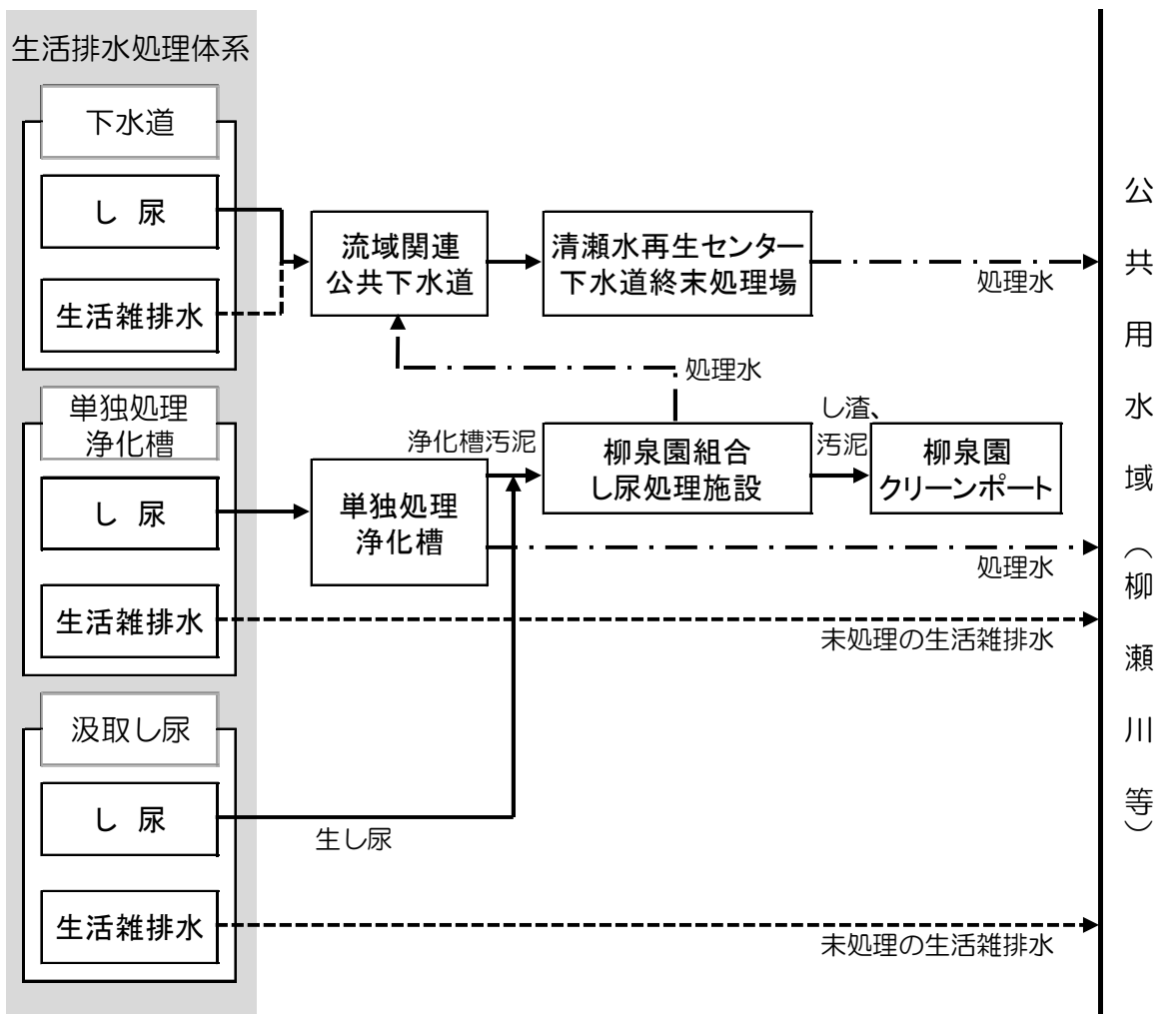


図 2-1 生活排水処理の体系

2 生活排水の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 2-1 に示します。

公共下水道の普及率は約 100% で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 2-1 下水道普及率

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域人口 (A)	人	200,098	201,292	203,222	205,653	206,067
処理区域人口 (B)	人	200,097	201,291	203,221	205,652	206,066
水洗便所 設置済人口	人	194,474	195,857	197,856	200,367	200,914
普及率 (B/A)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※資料：事務報告書（下水道課）（3月31日現在）

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 2-2 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の柳泉園組合への搬入量は、概ね減少傾向となっています。

表 2-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

項目 年度	搬入量				1日当たり搬入量 (年間日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 ※2 %
		搬入量 kL/年	混入率 ※1 %			
平成28年度	200	219	52.3	419	1.1	3.1
平成29年度	212	217	50.6	429	1.2	3.4
平成30年度	197	204	50.9	401	1.1	3.1
令和元年度	179	212	54.2	391	1.1	3.1
令和2年度	166	215	56.4	381	1.0	2.9

※1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※2 柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

※資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

(3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象としています。

し尿は委託業者が月に1回、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行います。

(4) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 2-3 に、処理フローを図 2-2 に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣、及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

表 2-3 し尿処理施設の概要

区分	内容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工:平成7年6月 竣工:平成8年3月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備:破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備 :脱水機 脱臭設備 :洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

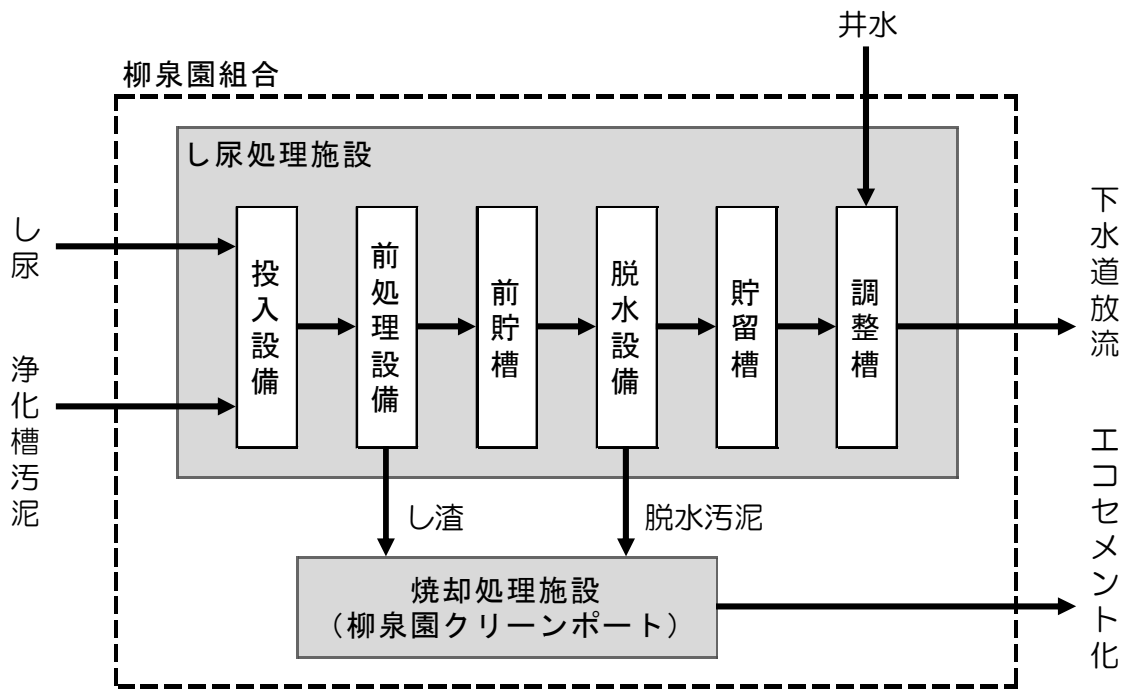


図 2-2 生活排水の処理フロー

### 3 生活排水処理に関する課題

#### (1) 公共下水道への接続促進

公共下水道の普及率は約 100%であることから、下水道未接続世帯や浄化槽使用世帯、し尿汲取り世帯の、公共下水道への接続を促進する必要があります。(→ p.104 (1) 下水道普及率 参照)

#### (2) 処理単価の上昇

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量、及びし尿処理施設での処理量は減少します。一方、処理施設の規模は変わらないため、処理単価が上がることから、経済的、効率的な処理を実施する必要があります。

#### (3) バキューム車の維持

本市では、民間事業者に委託して、バキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は減少していますが、工事現場や有事の際における仮設トイレのし尿収集もバキューム車で行うことから、バキューム車は必要不可欠となります。バキューム車の保有、維持の方策について、検討する必要があります。

第2節 生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表 2-4 に示します。

表 2-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

年度	項目	搬入量			合計 kL/年	1日当たり搬入量 (年間日平均)	
		し尿 kL/年	浄化槽汚泥			搬入量 kL/日	搬入率 ※2 %
			搬入量 kL/年	混入率 ※1 %			
実績	平成28年度	200	219	52.3	419	1.1	3.1
	平成29年度	212	217	50.6	429	1.2	3.4
	平成30年度	197	204	50.9	401	1.1	3.1
	令和元年度	179	212	54.2	391	1.1	3.1
	令和2年度	166	215	56.4	381	1.0	2.9
予測	令和3年度	180	226	55.7	406	1.1	3.1
	令和4年度	180	216	54.6	396	1.1	3.1
	令和5年度	180	207	53.5	387	1.1	3.1
	令和6年度	176	197	52.9	372	1.0	2.9
	令和7年度	172	187	52.2	359	1.0	2.9
	令和8年度	162	178	52.2	340	0.9	2.6
	令和9年度	155	169	52.2	323	0.9	2.6
	令和10年度	145	159	52.2	304	0.8	2.3
	令和11年度	136	149	52.3	285	0.8	2.3
	令和12年度	128	140	52.2	268	0.7	2.0
	令和13年度	128	140	52.2	268	0.7	2.0
	令和14年度	127	139	52.3	266	0.7	2.0
	令和15年度	127	139	52.3	266	0.7	2.0
令和16年度	127	139	52.2	265	0.7	2.0	
令和17年度	127	139	52.2	266	0.7	2.0	
令和18年度	126	138	52.3	264	0.7	2.0	

※1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※2 柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

※3 端数調整により合計が合わない場合があります。

### 第3節 生活排水の適正処理計画

#### 1 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

#### 2 目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

#### 3 計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します。

#### 4 収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

#### 5 中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用者の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。

経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合し尿処理施設における適正な維持管理について、組合及び構成市で適宜検討を行います。